

平成24年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成24年3月7日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員
 1番 矢野 隆行 2番 梶山 幾世
 3番 井狩 辰也 4番 市木 一郎
 5番 高橋 繁夫 6番 奥村 治男
 7番 中島 一雄 8番 丸山 敬二
 9番 西本 俊吉 10番 坂口 哲哉
 11番 立入三千男 12番 太田 健一
 13番 野並 享子 14番 小菅 六雄
 15番 田中 孝嗣 16番 三和 郁子
 17番 鈴木 市朗 18番 内田 聡史
 19番 田中 良隆 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	東郷 達雄	総務部長	竹内 睦夫
市民部長 (危機管理監)	中島 宗七	健康福祉部長	富田 久和
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
教育部長	新庄 敏雅	政策調整部次長	田中 利昭
総務部次長	井狩 重則	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	竹中 宏		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	岡野 勉	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第1号から議第36号まで
(平成24年度野洲市一般会計予算 他35件)
質疑
- 第4 議第1号から議第11号まで及び議第18号から議第36号まで
(平成24年度野洲市一般会計予算 他29件)
常任委員会付託
- 第5 議第12号から議第17号まで
(平成23年度野洲市一般会計補正予算(第6号) 他5件)
討論、採決
- 第6 請願第1号
(環太平洋経済連携協定交渉(TPP)に関する意見書の提出を求め
る請願書)
常任委員会付託
- 第7 代表質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(田中良隆君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。1週間振りに再開をいたしました。本日から本格的な議論を始めるわけでございますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(田中良隆君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は2月29日と同様であり、配付を省略いたしました。ご了承いただきたいと思います。

(日程第2)

○議長(田中良隆君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第10番、坂口哲哉君、第12番、太田健一君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(田中良隆君) 日程第3、議第1号から議第36号まで、平成24年度野洲市一般会計予算他35件を一括議題とします。

議案質疑通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

まず、第13番、野並享子君。

○13番(野並享子君) おはようございます。議第12号平成23年度野洲市一般会計補正予算について質問いたします。

補正額は8,300万円ですが、歳入歳出について何点か質問いたします。

まず、歳入について。①特別交付税の1億3,000万円は、いつ内示があったのでしょうか、お尋ねします。②下水道特別会計からの繰り入れは、流域下水道負担金の清算金として1億9,000万円ですが、いつの段階で清算金の打診があったのでしょうか。

基金についてお尋ねいたします。①4ページの繰り入れの財政調整金の繰り入れを3億2,000万円減額し、6ページの財産管理費の基金積立費に1億5,000万円、内訳は減債基金に5,000万円、公共施設整備基金に1億円積み立てられています。この結果、23年度の基金積立残高の見込みは、財政調整基金が10億2,700万円、減債基金が1億2,200万円、その他特目基金が20億400万円、合計で31億5,492万円の残高となります。

平成19年10月の中期財政見通しでは、22年度は財政調整基金と減債基金の残高が3億5,400万円になり、基金総額は10億3,500万円になるとシミュレーションを出していました。14ページの基金残高見込みにありますように、毎年基金残高はふえており、地域振興基金の14億4,000万円を差し引いても、23年度は17億1,500万円の基金残高です。市民には財政が枯渇するようなことを振りまきながら、集中改革プランで事業の廃止や減額や使用料・手数料・負担金の引き上げなどで23年度で6億3,400万円の効果があったとされています。今後、基金をどこまで積む計画をされて

いるのでしょうか。お尋ねします。

また、集中改革プランで引き上げられた使用料・手数料・負担金などの見直しは考えられていないのかお尋ねいたします。

②10ページの民間保育所費の病児・病後児保育事業補助金の433万円の削減ですが、前年も明照保育園に対して予算が組まれたにもかかわらず全額削減となり、今年度も全額削減となり、予算計上しながら全額削減を繰り返すということは、どういうことになってるのでしょうか。また、お聞きしましたところ、来年度も明照保育園に予算措置をしているということですが、他の保育園で事業の展開は考えられないのでしょうか。これまでからも、すべての園で看護師の採用をし、病児・病後児保育の対応を求めています。草津市では、公立・私立のすべての保育園で看護師を雇用しています。野洲市の事業のあり方についての見解を求めます。

③18ページの学校給食センターの給食費ですが、860万円の減額補正となっています。約200人分の賄い費になりますが、これだけ多くの方が転入することもないかと考えます。当初予算に多額の予算を組み、3月補正で減額するということは、限られた財政を年度内に使わないこととなります。通常、年間何人ぐらいの移動があるのでしょうか。それを基準にすべきではないでしょうか。見解を求めます。

次に、第19号野洲市景観条例（案）について質問いたします。野洲市景観条例の制定は、待ち望まれたものです。駅前や市全体でまち並みが大きく変わるような状況を憂い、何らかの規制をかけなければ、建築基準法だけでは野洲市が変貌してしまいます。野洲市には三上山、また別名近江富士と呼ばれる山があります。日本じゅうには〇〇富士と呼ばれる山は67あります。三上山は432メートルの小さな山ですが、琵琶湖の対岸からも見えます。この三上山を初め、田園景観、湖畔景観、神社仏閣の文化景観や旧朝鮮人街道や旧中山道など、歴史的な街道もある調和のとれたまち並みです。この美しい景観を次世代に引き継ぐことが現在の我々の使命であるかと考えます。土地に関しては私有財産がありますが、景観は全市民が共有する財産であります。この基本に立って、本条例についてお尋ねいたします。

①第3条の市の責務において、第1項は実施しなければならないと強制していますが、2項・3項は努めなければならないと努力義務になっています。3項目の「市は、道路、公園、その他の公共施設の整備を行う場合には、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすように努めなければならない」と、市の責務を努力義務にしています。これでは、今後

市民の皆さんに対して、第4条で「市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない」と規定しており、市民への指導をする場合、腰が引けてしまうのではないのでしょうか。市の責務について「先導的役割を果たさなければならない」に変えるべきですが、見解を求めます。

②第6条で重点地区として指定し、景観計画に定めることができますとなっていますが、この景観計画は、この条例が制定されてから、景観審議会を設置し、重点区域を決めることになっています。現在、景観を考える委員会で重点地区について検討されていますが、地域の説明会では理解をいただけていません。建ぺい率80%、容積率400%の土地なら、15階建ての建物が建てられます。しかし、検討されている公衆電話からの視点aでいくと、7メートル先で2階、20メートル先で6階ということですから、かなり厳しい規制になります。合意に至らなければ、重点地区を決められないこととあわせ、三上山の視点が地上から1.5メートルでなく、地上2階の6メートルにするとか、3階の9メートルにするとか、どんどん視点が上がることになります。野洲駅をおりて、三上山が見える景観をつくりたいと思っても、展望台をつくらなければ見ることができない状況になります。この条例で、地域を決め、高さ制限を条例で規定する方法が必要ではないかと考えますが、見解を求めます。

また、この条例が制定されれば、行畑の井上医院の跡地に7階建てのマンションが建設される場合、規制をかけることができるのでしょうか、見解を求めます。

景観条例に、重点地区の設定は順次検討するのではなく、既に県条例でも旧中山道、旧朝鮮人街道、県道大津能登川長浜線、琵琶湖沿岸は、沿道景観形成地区と位置づけされており、野洲市の条例でも明記すべきであり、さらに野洲市として野洲駅周辺、三上山周辺、河川、比良山系の山並みなどを明記し、高さ規制の条項が必要と考えますが、見解を求めます。

③7条の法第16条1項第4号の条例で定める行為。11条から19条などでも法19条、25条、32条、33条と専門家しかわからない内容でなく、市民が景観条例を読んでもわかる文章にすべきであるが、見解を求めます。

④8条の届け出を要する行為、9条、10条の届け出を要しない行為とありますが、これも法第16条に関したことであり、市民が読んでわかる文章に変えることと、第10条の6項目も読んでわからない文章になっている。最後に、〇〇〇以外の行為と、否定文書になっており、肯定の文章にすべきだが、見解を求めます。

⑤ 23条の景観審議会であります。委員10人以内をもって組織するとなっておりますが、公募は何人されるのでしょうか、お尋ねいたします。

⑥ 4月1日施行で行うが、6月1日までは、7章を除くすべての内容は、県の条例で対応することになっております。要するに、4月1日施行で審議会を立ち上げ、6月1日までに景観計画を決め、重点地区を決めることが可能なのか、見解を求めます。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 皆さん、おはようございます。それでは、野並議員の一般会計補正予算第6号についてのご質問のうち、特別交付税の関係と基金関係の1点目について、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、歳入の1点目の特別交付税でございますが、特別交付税には内示はなく、決定額で通知されるものでございますが、その決定はまだ受けておりません。決定通知のほうは3月20日過ぎごろになる予定でございます。

平成22年度までの当初予算では、過年度実績を参考にしながら、確実性の高い予算額を計上し、特別交付税が確定した段階で年度末の専決処分による補正予算を作成しております。平成23年度の当初予算でも同様の予算計上でありましたが、今回の補正予算につきましては、できるだけ専決処分を避けるため、現時点で見込める範囲の額を追加計上したものでございます。

次に、基金の1点目の計画額でございますが、昨年の3月定例会において、本市の財政調整基金の望ましい額としましては、約30億円から40億円程度と市長がお答えをさせていただいております。これは、変動性の高い法人市民税の1年半から2年間程度の額を想定したものでございます。しかし、昨今の経済情勢等からすれば、当分の間そこまで積み立てることは困難であると考えますが、年度途中での財政見直しを見極めた上で、極力基金積立を行っていく計画でございます。

次に、2点目の使用料や手数料等の見直しについてでございますが、まずご承知のとおり、財政運営上、特定目的基金は目的外に繰り入れることはできません。そこで、財政調整基金残高でございますが、現時点での平成24年度末残高は5億6,800万円となり、年度途中での不測の事態や、平成27年度からの普通交付税制度の移行などに備えるには、十分とは言いがたい状況でございます。使用料等の集中改革プラン前への復元をとの趣旨のご質問であると思っておりますが、集中改革プランでは、プラン前の使用料等が適正な受益者負担であるかという原点に立って、慎重な見直しを行ったところでございます。なお、プラ

ンの中での見直しでは、施策の拡大も含めた中で、一定の負担率や基準を定めて、利用者との十分な調整や関係審議会でのご意見を伺っております。また、市民懇談会でのご意見を踏まえ、過度の負担にならないよう配慮しながら、最低限度の受益者負担金を設定したものでございます。

また、参考までに、プランの前後を比較しますと、循環バス使用料では、例えば、プラン前では大人が170円から490円の幅がありましたが、料金を200円の統一料金としまして、負担軽減を図っている地域が多くございます。このようにプラン前に戻すと負担増につながるものもございますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） おはようございます。歳入についての②の下水道特別会計からの繰り入れについてのご質問にお答えをさせていただきます。

流域下水道負担金の清算につきましては、滋賀県が平成20年度で公的資金の補償金免除一括償還の実施による影響分と琵琶湖流域下水道南部、湖南、中部処理区第6期経営計画期間内の剰余金の清算分を繰り入れたものでございます。

前者の一括償還の影響分については、平成20年度に実施されたもので、平成20年9月5日の担当課長会議で提案があったようですが、ともに第6期経営計画期間にかかる返還金であることから、正式には平成23年8月4日に開催の湖南中部流域下水道推進協議会の場で説明を受け、同年11月2日付で滋賀県より決定通知をいただいたものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） おはようございます。私のほうから、民間保育所費の病児・病後児保育事業補助金の減額についてのご質問にお答えいたします。

市の計画といたしましては、次世代育成支援行動計画におきまして、体調不良型、対応型の園を平成26年度までに2カ園で実施する計画でございまして、現在公立では野洲第3保育園で設置をしております。民間では、祇王明照保育園が候補園であったので、必要な予算を計上したものでしたが、保育現場での賃金体系が医療現場から見た条件と見合わないなど、そういった理由で看護師の雇用が年度内に見込めない状況のため、園としては努力をいただいたところでございますけれども、今回減額補正をさせていただくものであ

ります。

また、新年度においても予算計上させていただいておりますけれども、祇王明照保育園以外の民間園においても、県の補助制度を踏まえながら検討をいただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（田中良隆君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） おはようございます。それでは、野並議員の給食費の3点目ですが、減額についてご説明を申し上げます。

今回の補正の減額につきましては、当該年度に必要な予算額を算出するため、保育園児から中学生までの実人数を学年進行により算出いたしました。当該年度内の増加分として、さらに5%をそこに加算した費用というものを材料費として予算措置をしております。この加算につきましては、年度途中で大幅な給食提供数の増加があった場合でも対応できるようにと備えたものでございます。しかし、本年度の小・中学生での移動分としましては、転入で43名、転出で26名となっております、差し引き17名の増加にとどまったということで、その差額分が減額の要因となったものでございます。このことから、今後は議員ご指摘のとおり、社会増の実績を踏まえまして予算措置をしていくことが必要だと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） おはようございます。それでは、議第19号野洲市景観条例につきまして、所管いたします都市建設部よりお答えをさせていただきます。

まず、1点目の条例第3条におきましての市の責務を努力義務にしている点について、お答えをさせていただきます。公共施設の整備につきましては、市民の皆様が良好な環境と思えるもの、そして良好な景観のモデルとなるものとすべきことから、先導的な役割を果たすという意味では、努めなければならないという表現がふさわしいと考えておるところでございます。

次に、2点目の景観条例で高さ制限を規定することが必要ではないかという点につきまして、お答えをさせていただきます。建築物等の高さにつきましては、景観計画におきましては、高さの基準を設定することによる届け出、勧告までの規制しかできません。制限を行うに当たっては、都市計画法に基づきます景観地区や高度地区等についての都市計画

決定をする必要がありますが、現在のところ本市では考えておりません。

また、県条例において明記されております景観重要区域を市条例でも明記すべきであるという点についてでございますが、市条例では、制度の枠組みを定め、具体的な事項につきましては景観計画において定めることとしているために、具体の重点地区は明記いたしません。また、野洲駅周辺、三上山周辺等についても明記が必要であるという点についてでございますが、ご指摘の地区は、市民意向といたしまして重点地区候補地区に上がっており、今後、重点地区への位置づけに向けまして検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の市民が景観条例を読んでわかる文書にすべきであるという点について、お答えをさせていただきます。ご指摘の規定につきましては、景観法を補足する内容のものであり、一体的に運用していくものであることから、このような表現となるものでございます。なお、今後運用していく中で、少しでもわかりやすくするために、ガイドラインの作成などを検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の第10条第6項の表現について、お答えをさせていただきます。大規模建築物等の新築等以外の行為は、種類が多く、それらを規定いたしますと、表現の簡潔性が害され、かえってわかりにくくなることから、このような表現にさせていただいたものでございます。

次に、5点目の景観審議会の公募委員の人数についてでございますが、2名を予定いたしております。その他の委員につきましても、自治会代表など市民を代表する方々にも参加していただくなど、市民のまちづくりへの参加機会を保証するために適正な人選を行ってまいりたいと考えております。

最後に、6点目の、6月1日までに景観計画を決め、重点事項を決めることは可能かどうかという点につきまして、お答えをさせていただきます。4月1日に計画審議会に関する規定のみを施行後、速やかに景観行政団体の告示を行い、6月1日から本市が景観行政団体として滋賀県景観計画を準用して運用いたしまして、それまでは滋賀県が景観計画を運用することになります。野洲市独自の重点地区を含めた景観計画の策定手続は、景観法に基づきまして、本市が景観行政団体へ移行する6月1日以降に進めまして、10月をめぐりに野洲市景観計画を策定してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君）　まず、第1点目の補正予算についてですが、今ご答弁にありました流域下水道の負担金の清算は、22年9月に担当者、23年8月4日、11月2日に決定というご答弁でした。甲賀市では、12月議会で補正がされています。そういうふうな部分は、やはり速やかに補正をしていかななくてはならないのではないのでしょうか。何か予算編成、12月、1月の段階で、お金がない、足らんということで、どう削っていくんやというふうな形の話であったかと思うんです。そういう意味において、やはり1億9,000万円というのは大きなお金ですので、そういうのが最後の補正、3月の補正で積み上げられていくという、そういうのは何か、私ら市民、議員に知らせないで、基金をふやすために操作が行われてるのではないかというふうな懸念を持つんです。そういうことに対してどういうふうに考えておられるのか、お尋ねをいたします。

民間保育園のところですが、2年も流しているという、この433万円。お金が生きてないんです。死んでしまってるんです。せっかく予算として計上されたのですから、そういう部分がほかでもできるようなことにならないと、草津市では全部の保育園で採用がされてるんですから、野洲だけができないはずがない。という意味で、今言われたように、看護師さんと保育士さんの賃金のあれが違うということであるならば、もっとほかの市町村の状況も研究をしていただいて、そこら辺あたりは予算が執行できるような、そういうことにしていかなければ、私はせっかくの予算が生きてこないというふうに思います。

今の答弁で、新年度では他の園でも検討をというふうな形が言われましたが、他の園で私立は5園ありますよね。そこの園でそれぞれ看護師さんを入れるということになれば、補正を組まれるんでしょうか。それとも、この枠内の部分で1園しかだめやというふうな形をとられるんでしょうか。私は、もう全園で未満児の保育をしているようなところにおいては、特に看護師さんを配置しなければならないというふうに思うんですけども、そのあたりの見解を求めたいと思います。行政の、看護師を入れるということに対して、どういう認識をされているのかというのを、私は何回もこれ質問もしてますのでね、ちょっとこれではだめだなというふうに思いますので、再度聞きます。

給食センターの関係は、今後そういうことにしていくということですので、余り過大な見積もりをして、減額、これも同じですよ。860万円の減額といたら大きなお金だと思いますので、見合った予算を組んでいただきますようお願いいたします。

景観条例ですが、今おっしゃった第1点目につきまして、努めなければならないというのが適正やというふうにおっしゃいました。守山の景観条例を読みますと、この市の責務

に関しては、実施しなければならない、高めなければならない、先導的な役割を果たさなければならない、すべて強制なんです。市の責務で、努めなければならないというような義務規定はありません。やっぱり腰が引けてると違いますか。どうなのでしょう。もう一度お願いします。

2点目の高さの部分ですけども、この高さを決めないと建築基準法に基づくものになってしまうのではないのでしょうか。私、もう一つ質問をしたことに対する答弁がなかったんですけども、井上医院があそこの場所で建築基準法に基づいて申請が出されたとき、この条例でとめることができますかということに対しての答弁がありませんでしたでしょう。それ、ちょっと答弁してください。

京都の条例は、全体的に市街地のほとんどのところで15メートルという形の規制をかけています。河原町とか烏丸とか御池とか、その主要な道路に関しては31メートルということで、10階ぐらいですね。鴨川の周辺のところは12メートル、東山とか山すそ、すそ野は8メートルという形での規制をかけています。こういう形で、何とか景観を守っていかうというふうな形で作られた景観条例、これがやはり市として、この町をどう守っていくんだ、景観をどう次世代に引き継いでいくんやということになるかと思います。もう既に建ってしまっている40メートルぐらいの建物を壊すことはできません。けど、次に建てかえのとき。だから、この景観条例というのは、50年、100年先の次世代に対して担保としてつくる条例なんです。もう既に建ってしまってる場所はつぶすことはできませんのでね、次の段階のためにつくるんですから。今、野洲が初めてつくる条例として、この担保をかけなければ、何のためにつくった条例やということになってしまうですよ。この条例によって、やはり担保をかけていかなければならないというふうに私は思っていますので、この点に関してやはりきちとしたものが必要ではないか。都市計画法に基づく決定が必要というならば、決定をすべきであります。それが行政としての姿勢やと思うんです。行政がつくって、規制をかけて守らなければ、野洲の景観は守れません。そのあたりをどういうふうにご考慮されるのでしょうか。

それと、今、最後のところで言われた10月をめどに作成をしていくということで、重点地区景観計画をつくっていくということですが、順次つくっていくというふうな形になっていますね。そうおっしゃいましたね。そうしたら、これ一体いつまでに、20項目ほどこのあれには上がってます。すべてができるかどうかというのは問題もありますけども、そしたら、これを一体いつまでに行政としてするということになるのか。順次決めていく

というのは、結局どんどん先送りにしてしまう。この京都の条例なんかは上からかぶせてしまってるんですよ。そういうところでやらないと、順次なんていうと、本当に駅前のあのゾーン、重点区域、あれさえも決まらへんのと違うかなというような思いがします。高さの問題も、2階を高さにするというbの設定ですね。そんな設定をしていたんでは、何で2階やの、3階やったらあかんのという形になってしまうんですよ。視点をどんどん変えていけば、上になればなるほど高い建物が建てられますから、そこからの視点になれば。だから、行政がぶれたらあかんのですよ。そういう意味において、守山の景観条例を見て景観計画を見てみますと、建ぺい率が1,000平米以上を超えるものということで、湖岸ゾーンとか中山道地区では、床面積10平方メートルを超える行為のところでは5メートルという高さ、これでこれ以上は届け出が必要というふうな形の条例になってます。ですから、野洲の場合は、この条例を読んでもそういうふうなことが全然出てこないし、計画でつくっていかれるんだと思うんですけども、それも見えてこない。読んでも見えてこないんです。ですから、やはりきちっとした明記が必要やというふうに思います。

守山の景観計画の部分を見てみますと、きちっと計画の規則の中の景観計画の手引書というのがあります。先ほど言われたように、手引書をつくっていくということを言われましたけども、その手引書の中に、市全域、以下の行為を行うときは届け出が必要ということで、高さが13メートル以上4階建て以上のもの、床面積1,000平米以上、湖岸景観ゾーン、中山道筋は10平方メートルを超えて5メートルを超えるときという形で、きちっと書いてあるんです。だから、こういうふうなものがあれば、これが一つの基準になってるんやなというものが見えてきます。野洲の場合は、これ本当に見えないんです。行政の思いが本当に腰砕け。一番最初の、努めなければならないという、ここからの発想なんですよ。ご答弁お願いいたします。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。当初、私にもご指名いただいていますので、基本的なところを私からお答えいたします。

前後いたしますけど、せっかく職員が頑張って、ようやく景観条例、市民の皆さん方もご議論いただいたのに、腰が引けてるとか何かえらいけなしようなので、ちょっと残念なんですけど。それも含めて、あれだけの汗には、もうちょっとほめていただいてもいいかなと思いますけども、順番にお答えいたします。

まず、予算ですけども、どうも疑いを持っておられると思います。私は最大限、市民か

らいただいた予算、税金はきちっと使いたい。最大限、透明性を保とうと思っています。どうも誤解があるのではないかと。1つ、入りと出と両方絡んでいるものがありまして、給食費も、私も言ってるんですけど、なぜこうなったかというところから、安全は見てます。普通、市のお金でどこかに割けるのを、いわゆる殺す形で予算をつけておいて執行しなかった場合、これはよくないんですが。今、野並議員がご質問なのは、すべて出と入りが市じゃない部分です。保育の場合もそうです。県の補助金をいただくということが前提ですから、市が持っているお金を無駄に使わないで1年間過ごして消しているものではございません。給食費もそうです。どこかでたくさん転入が来られて給食費が入る、それを想定した、入りを想定した出を見ているわけですから、予算があって福祉に回せる、高齢者対策に回せるというお金が死んでいるわけではございません。これは予算の中に2つございまして、自己財源でやっている部分と、入ってくるのを前提にして組んでいる予算があり、これは全然性格が違います。どれもやっぱり正確に見積もることは大切ですが、死に金になってないところを今突いていただいているというふうに思います。そこはきちっと、これ以上言うとまた差し障りますけど、御存じいただいていると思いますので。

それと、下水道ですけども、これも私もなぜこうなったんかと。確かに、甲賀は12月でやっています。私も結果で聞いてますから、予算のときになぜもう少し早くできなかったのかという議論をしました。どうも実情としては、下水道の中で持っとうるか、一般へ戻そうかという議論をしてみたいんです。だから、下水道の中で保有をして、どうせまた下水道に一般を繰り入れるわけですから、そういうこともあり得るんですが、最終的に透明性を持たそうということで1回一般財源に入れてます。また、今年度で、それ以上の額を下水道に支援をしないといけないということで。単純なことで、決してお金が足りない、オオカミ少年でやろうといったことではございません。私としては全くそんなつもりございませんので、あんまり声を荒らげて、何かごまかしてるのと違うかというふうに誤解をいただかないようお願いをいたしたいと思います。

それと、病後児あるいは病児の保育ですけども、市は責任持って1つ、第三保育園で説明しましたようにやっています。全部でやるかどうか、これはもう政策決定で、とりあえず計画では2園で、一つは公、一つは民ということです。民に予算をつける。これも県からいただくお金ということで前提をしますけども、民間でやったほうが補助金がつく、市直営だとつかないということで、現行の計画はそうなっています。民で、やはり地域によっ

て違いまして、まちによっては嘱託の看護師さんが採用できているところがあるんですが、野洲の場合は条件が合わないということで、明照保育園、随分頑張ってくださいました。私も働きかけましたけど、どうしても就労していただけないということなので。市も努力しますよと言ったんですが、難しいということで落としましたが。全部の公立でやろうということであれば、計画をきちっと見直して、財源をどうするのか、ニーズも含めながら考えようと思ってますので、決して逃げているつもりはございません。そういう状況です。

それと、あと景観ですけれども、詳細はまた部長のほうからお答えしますが、先導的役割を果たすということだから、努めるということだと思います。守山の例をとっておられますけど、これも承知の上であえて質問しておられると思いますけども、県の景観の条例ができる前に守山は独自につくってます。ですから、すべてが「ならない」というふうになってまして、基本的には県の条例以上にやってもいいんですけども、国の景観法ができた、県の景観条例ができた、それをやはり標準にして、それ以後のまちはやっています。

私も何も勇ましくやってもいいんですけども、勇ましく書くだけがいいわけではございません。答弁協議の中で議論したんですが、野並議員がモデルにしておられる守山、そのとき私は言ったんです、「じゃ、なぜピエリが建つんだ」と。ピエリの建物もそうですし、けなすわけではないんですよ、せっかく湖岸のいい眺望があったのがなくなってます。そして、あの巨大な進入路ができてます。普通だったら、本当に景観を一生懸命考えているまちだったら、ああいうものは建たないと思います。ですから、決して制度があつたらいいというものではなしに、景観というのは市民の信頼感、あるいは市民がまちに寄せる思い、そういったもので成り立つものだと思いますので、いきなりさっき申し上げたようにできる以前の条例にあんまり批判的というよりは、まず踏み出して、野洲市民の良好な信頼感の中で育てていただければというふうに思っています。

それと、高さもそうでして、高さも一度議論の中ではやりました。でも、これはさっき部長が答えましたように、景観法に連なる制度として今条例を制定しようと思っっています。本当にぎりぎり高さをやるのであれば、都市計画法でもう一度再度挑戦です。ただ、それはすごい合意形成が要ります。

それと、2階、3階上げていくんじゃないしに、野洲の場合は幸いロータリーの部分、そしてアサヒビールの土地を買いました。ですから、市民の方の私権を制限しなくても、2階、3階のスペースは今の土地で確保できるだろうということで、2階、3階もありと。そこからの眺望です。

私は新富士駅におりたったことはないんですけど、新富士駅から富士山が見えるのかどうか、そういうことも含めて、やはりすべてのことを満たすわけにいかないと思ってます。例えば、シカゴでしたらスカイライン、ビルの高さが景観ということになってますから、何が何でも遠くが駅前から見えるかどうかという観点だけに固執するものではないと思っています。それと、京都につきましては、これはかなり特殊です。やはり景観で売る千年の都ということですから、京都を例にとって野洲をやっていたら、野洲のよさが失われるんじゃないかなというふうに思います。

とりあえず、総括的にご答弁をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 再質問にお答えさせていただきます。

総括につきましては、市長のほうから今お答えをいただきました。幾つか細かい点につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず1点目に、井上病院、行畑地先ですね、あそこにそういういわゆる規制はできないのかということでございました。今市長のお話にもありましたとおり、上位法の景観法で、第15条第3項によって、あくまでも勧告までしかできない。上位法でこのような縛りがございますので、今の状況では先ほど申しました都市計画決定のそういったものしかできないということでございますので、ご理解を賜りたいなと思ってます。

次に、10月1日に景観計画を立ち上げますけども、重点地区の指定が遅いのではないかと、まず1カ所からでは遅いのと違うか、幾つもやってはどうかという内容でございました。これにつきましては景観審議会のほうで十分ご議論を賜りたいと考えておりますし、やっぱり熟度を持った重点地区にしたいと考えておりますので、そういったことを考えまして、まず南地区から今スタートしていこうということを考えておりますし、先般の南地区の説明会でも、やっぱり地権者からかなり厳しいご意見がございました。野洲市はやっぱり私権を制限するのかという強いことまで言われました。決して、まだそうではございません。皆さんの意見を、今野洲駅前の地区のことにつきまして考えていると、それについて皆さんの意見を賜りたいということでございましたけど、かなりきつい意見でございました。そういうことも踏まえまして、重点地区につきまして慎重な議論を含めまして、景観審議会で議論してまいりたいというふうに考えておりますので、いつまでということよりも、きちっと明確な重点地区を選定してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） 景観条例、ここまで審議会も重ねてされてこられましたので、それをどうこうというふうな、頑張っただけでやってくださったことに対する敬意は表したいと思うんです。けども、私が本当に野洲で景観条例をつくってほしいというふうは何回も質問もしました。その質問で、今最後に市長が、京都を例にとりやったらそんなん野洲のよさが失われると。逆なんですよ、野洲のよさが失われるから景観条例をつくれというふうな形を私は言っていました。

栗東が、駅ができて、どんどんとマンションが建ち、あそこはさきらができたときに、さきらの舞台は、後ろの舞台をあければ金勝の山並みが見えるというふうな、そういう舞台をつくらはったんです。そういうふう聞いてたのに、今やそんなもん、あけたってビルしか見えませんよ。一番最初にされた部分は、やはりそういう景観を重んじての設計もされていたと思うんです。南草津のどんどんマンションが建つということに関しても、野洲があんな状況になったらかなんかという、本当に野洲は野洲として落ち着いたまち並み、やはりシンボルの三上山というふうなところに野洲はキャッチフレーズとして持っていかならんと思うんです。そのキャッチフレーズがなくなるような状況にストップをかけなあかんというふうな思いで、景観条例をつくってほしいと思ってたんですけども。

今お聞きしますと、井上医院のところは7階建てのマンションも勧告までしかできない。ということは、建てられるということですよ。何が、そしたら、とめられるねんというふうな思いをします。皆さんの思いではないでしょうか。旧中山道の景観を何とか守りたい、市三宅のほうから来れば三上山も見えて、2階建てぐらい、3階建てぐらいまでのところで山並みもちゃんと見えるというところに、によきと7階建てなんて建ったらというふうな思いで皆さん、あそこは今駐車場になってますけども、駐車場が担保されたものではありませんのでね。そういうところにおいて、つくるのであるならば、きちっと旧中山道もこの中の重点地域として位置づけて規制がかかるような、そういうものに私は今していかんとあかんのと違うかというふう思うんです。

ですから、これからつくっていくという計画ですね、この計画も10月をめどにというところで、まず南地区からというふうなことですが、どんどんと地域をするまでに建っていったらどうしようもないというふうな思いがするんです。ですから、一体いつまでをめぐにするんですかと聞いたのは、それなんですよ。5年も10年もかかったら、本当に条

例があってない、市長がおっしゃったように、本当に湖岸にピエリが建つような状況が、せっかく野洲で条例つくっても同じようなことが起こってしまう。そしたら、やっぱり都市計画法で縛りをかけるんやったら、私はかけていかなければならないというふうに、そこまで思っておりますが、返答を求めます。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の再々質問にお答えしますが、私としては景観はすごく大事だと思ってまして、生活の大きな要素だと思っています。できる限りのことをやりたい。思いは全然違わないと思うんですが。

まず高さ制限につきましては、体系が違うので、これはまた切り返しをします。すごい大きな合意形成が要ります。それと、さっきも言いましたけど、景観というのは、やはり市民の思いがあって自発的に横並びでいい景観ができるものであって、上から押さえつけてやるというものではございません。一般的にやるのであれば、それなりの補償ですね、税の軽減をすとか、あるいは旧の建物を崩すのであればそれ相当の補助をつけるとかというセットでやらんとだめだと思ってます。野洲の場合は、もう全然今までそういう措置もされてません。とりあえず、まず景観の制度をつくった上で、次は都市計画で網をかぶせる。そのかわり、税なり、あるいは支援措置をすとか、そういうのも組み合わせていかんといかんと思ってます。

あと、重点区域も本当はもっとふやしたいんですけども、作業量、職員の仕事、これは本当に今度将来的には11人にふやす定数計画を出してますけども、福祉、教育、あるいは基盤整備を考えても、本当に今は人が足りないんです。基本的な作業をいっぱいした上でしていかないといけない。地域を指定して、それで済むわけではございません。だから、まずはきちっと1つやろうということになってるのは、実のところ、手の内を明かせばそういうことで、もっともっと手をつけたいと思いますけども。そのあたり、総合的にご理解とご支援を賜ればありがたいと思っています。

それと、どうも景観についての誤解があるかなと思います。さきから金勝山が見えると、さきはたまたま公共施設です。景観というのはそういうものと違って外から全体でして、どこかのだれかの窓から山が見えたけど見えなくなったと、こういうものが景観ではないと私は思ってます。まち全体の立体的な総合的なもので、これを言い出したら私権の取り合いで、自分の窓からどこどこが見えたのに隣の土地に家が建つと、でも隣の土地は隣の方のそれなりの権限があるものですから、景観というものはそういうものではない

いと私は思いますので、もっともっとこれから一緒に議論をさせていただきたい。景観制度につきまして、随分冒頭申し上げたように、市民、専門家を入れて議論しましたので、そこにもっともっと加わっていただければ、もう少しいい議論ができたのかなと思いますが、これからでも十分間に合いますので、今後ご議論を期待してご答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 次に、第12番、太田健一君。

○12番（太田健一君） おはようございます。12番、太田健一です。議第30号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について議案質疑をしたいと思います。

今回の介護保険料の改正は、第5期介護保険事業計画に基づくもので、平成24年度から26年度の3カ年の保険料を定めています。これによりますと、第4期、これは平成21年から23年度の3年間の保険料が、第4段階の基準額で見ると、年額5万2,680円、分割で4,390円が、今回の第5期計画に基づく保険料では、年額5万9,400円、月額4,950円となっております、平均12.8%ほどの大幅な値上げとなっております。

そもそも介護保険制度というのは、サービス料がふえればふえるほど、また介護サービスや施設が充実されればされるほど、保険料が高くなる制度矛盾というものがあります。基本的には、制度導入時以前のように、介護にかかわる国庫負担の増額が必要であると思います。ですが、その中で、自治体独自の努力というものも必要であるのではないかと思います。

そういった点で、まず1点目に、今回保険料の値上げにならないように、介護給付費準備基金や財政安定化基金を取り崩し財源に充てるとなっています。これを第5期計画を見ると、介護給付費準備基金取り崩し予定額は1億2,900万円、財政安定化基金取り崩し予定額が1,624万2,000円なっています。保険料の引き上げにつながらないように、これをもっと多く取り崩しができなかったのか、お尋ねしたいと思います。

それと、この第5期計画では、介護給付費準備基金及び財政安定化基金の取り崩しについてはいずれも予定額となっておりますが、予定額ということは確定ではないのかどうか。場合によっては変更があるのかどうか。これが変更ということであれば、この点でも保険料が違ってくると思うので、その点についてお聞きしたいと思います。

次、2点目に、今回、第1号被保険者の保険料設定については、今後3年間の介護給付費及び予防給付費の総額93億円に対して、第1号保険者の負担割合21%を基本に、最終的に21億円を3万6,055人が負担することとなります。

その中で、今回提案の保険料設定における介護給付費の中に、平成25年度より、100床の老人保健施設の事業開始に伴う給付費が積算されています。計画では、老人保健施設における給付費は平成24年度4億3,154万円、25年度6億2,834万円、26年度6億2,834万円となっています。つまり、25年オープン予定の老人保健施設によって、約1億9,000万円の給付費がふえることとなり、これが保険料に反映することとなります。

この100床の老人保健施設、25年度4月オープンを前提として保険給付費、ひいては保険料設定というものをされておられると思いますが、あとわずか1年で、100床もの施設の建設が可能なのかどうか。現状の取り組みと見込みというのをお聞きしたいと思います。

3点目に、第5期の計画でも、介護保険料は全国的に大幅な上昇が見込まれており、本市も同様だと。これまで以上に、それぞれの被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する必要があるとして、保険料の所得段階の多段階化及び率の変更をされておられます。

第4期の8段階から今回の第5期の保険料は10段階と細分化されています。これは大変評価できるものだと思います。しかし、第1段階を見ても、基準額に対する負担割合は0.5%のままであり、結果的に値上げとなっています。この第1段階というのは生活保護世帯や高齢福祉年金世帯であります。これまでのこの0.5からの軽減というのが必要ではないかと思いますが、これに関しての見解をお願いします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） それでは、太田議員の介護保険条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えいたします。

お答えさせていただく前に、問2の中で幾つか給付費のほうで数字を挙げていただきましたけれども、いわゆるパブリックコメントに出させていただき、その前に全員協議会で報告させていただきました。当時、第4段階の基準額が月額5,020円というような算定で出させていただきました。そのときの数字を引用されておまして、その後、介護報酬の改定率が変わりまして、若干そういった額がいずれも引き下げをされまして、それでもう一度計算し直しまして今のこの料率の改定なり、計画そのもののサービス料を計算してございますので、個々の数字は申し上げませんが、もう少し、いずれも少ない数字に推移しておるということをまず冒頭お答えを訂正というか、そういうことでございませぬので報告させていただきます。

それで、問1でございますけれども、第5期の介護保険料、大幅な保険料上昇を抑制するために現在の介護給付費準備基金の残額の約1億2,900万円の取り崩し、それから県から提示されました介護保険の安定化基金の返還見込み額1,624万2,000円、これを充当することとしてございます。基金のほうは残額ほぼすべてを取り崩す予定をしておりますし、安定化基金につきましても、24年度に限りということで県から市に返還されます。その全額を取り崩すということで、今の保険料の抑制に努めておるということでございますので、これ以上の財源の充当はできないと、このように考えてございます。

それと、この予定額ということがどういうことやということですが、あくまで計画書でございますので、予定額ということで、ここに記載しております額につきまして取り崩しをしていくということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、2点目でございますけれども、第5期の介護保険の事業計画の入所施設整備について、当初29床の地域密着型の介護老人福祉施設の整備も検討いたしましたけれども、実施いたしましたのは、ニーズ調査等の結果あるいは国の第5期計画の方針を受けまして、介護老人保健施設100床の整備を盛り込みをさせていただきました。事業計画の策定の後、平成25年度できるだけ早い時期に開設されますよう、平成24年度当初には公募を行った上、事業者の選定を行いまして、開所事務がスムーズに進みますよう、こちらからそういった努力をしていくということでございます。

それから、議員ご質問の平成24年4月開設についての件でございますけれども、介護保険事業計画策定は、その制度上、1年を単位で見込み計上しなければならないということでございます。このことはほかの介護サービスにも言えることでございますが、仮に計画見込み値が下回った場合は、介護給付費準備基金などに積み立てをして、次期の保険料に充てるというか、対応を図るといようなこととなりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

それから、この施設整備につきましても、多くの待機者もおられるということから、要介護者の方に早期にサービス提供できるように、供給ができるように努力をしてまいりたいと、このように考えております。

それから、3点目でございますけれども、第1段階の生活保護世帯及び老齢福祉年金の世帯について、第5期においても引き続き基準額の0.5に設定しております。介護保険料を設定する上で、政令で定める標準割合を基本として、高額所得者については多段階設定を行いまして、最高8段階から10段階まで変更して、高額所得者の負担を上げて、低

所得者の負担の軽減を図ると、こういうことに今回図っております。

それと、第1段階の老齢福祉年金の世帯者でございますけれども、平成23年度においては本市には受給者がおられませんし、それから生活保護受給者につきましては、生活保護費からこの介護保険料を負担してございまして、そういったこともございますので、従来からの政令どおりの割合で賦課する予定でございます。仮に、この第1段階を0.5から0.4に引き下げる、こういうことをした場合、基準額だけでなく、他の団体でも保険料の上昇を招きますので、そういったことから今回これ以外の変更は行っておらないというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 太田健一君。

○12番（太田健一君） まず1点目に関してですが、24年度に限り県からの3分の1を全額取り崩しているということですが、この基金そのものは、この広域のほうで積み立てているものは、基金はふえてますよね。ぶっちゃけた話、とり過ぎてしまうと、基金を積み過ぎて無駄にというふうに感じています。それを、今まではなかったものですが、今回初めて国からの指示があって県の分を取り崩してということなんです、これまでの4期の中で、この準備基金というのを取り崩した自治体ってほかであるのかどうか、まず1点お聞きしたいと思います。これは問1に関してですけど。

今度は問2に関してですけど、ご答弁では、24年度に入ってから公募して準備をしていくということですが、一般論で考えて、1年間、24年度にあって25年度を前提としているということは、たった1年なんです、1年間の中で、この用地選定したり用地買収、造成、施設の建設、職員の配置など、1年間でできるのかなというのはちょっと疑問なんですけど。その点に関して、もう少し詳細に、たった1年間でこういったものをきちんとやっていけるのかどうかということをもう一度改めてお尋ねしたいと思います。

次、問いの3点目に関してですが、0.5の1段階の引き下げを例えば行った場合、他の段階、要するに1段階引き下げた分足りなくなったお金を、ほかの段階で上げなければならぬ、上がってしまうということですが、野洲市は今回10段階ですが、例えば他の自治体ではもう少し段階を12段階にされているところもあったり、例えば野洲市が今回行う10段階の基準額の掛ける2.0%というところを、高額所得者ですが、ここを2.1とか2.2とか、要するに第1段階、第2段階、そこで引き下げを行った分、高額所得者の段階のところ、その整合性、お金を合わせなければならないと思いますけど、そ

ういうふうに行っている自治体などもありますが、こういうやり方をすれば1段階も下げていけるのではないかと思います。これに関してもご答弁をお願いします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） まず、1点目の安定化基金をこれまで取り崩した団体があるのかということですが、詳細はわかりませんが、これも法律の改正によりまして基金が取り崩せるようになったということですので、その改正前まではなかったのではないかと考えております。

それから、この基金は国・県・市が3分の1ずつ拠出するという制度でございまして、急激な介護給付費の増でありますとか、予想していた保険料が入らなくて歳入欠陥になるとか、そういったためにそれぞれが拠出して利用するということがございますので、そういった意味ではケースとしてはあり得るのかなと。ただ、今回、これを改正によって保険料の上げる抑制にできるというのは、今の法改正によってできるようになったということですので、過去にはそういう基金の活用というのは、他団体では、そういう意味ではあるのかなという気がします。

それから、100床の老健施設を1年間でできるのかということですが、これにつきましては、年度が変わりましたら早期に公募の手续に図って、広報で周知するなり、そういった周知をしながら公募を図っていきたくと。それから、あと県協議等もございませぬけれども、そういったものも市も一緒になって、仮に業者が選定された段階にはそういう作業についてもできるだけスムーズに進むようにという思いでやっております。ただ、25年の4月かつきりに開始できるかと言われると、それは確かに難しい面もあるかと思っておりますけれども、努力としましては、そういった途中経過はできるだけスムーズにということですが、場合によっては25年度にずれ込むということもあり得るかと思っております。ただ、保険料そのものは、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、3年間を単位として、この事業量を見込んで、それに対する保険料をどうするかという3年スパンでの考え方でございますので、我々としても、できるだけほかのサービスでもそうですけれども、そのスパンの中で収支バランスがとれるようにという思いで、この計画を立ててございますので、仮に過不足が出た場合は、仮に不足するようでしたら先ほどの安定化基金を借りるとか何かそういうことになるかと思っておりますし、たまれば、次期の6期のほうへ基金に積み立てて備えると、こういうことになろうかと思っております。

それから、あと多段階にということですが、うちもこれまで8段階から10段階にすること

によって相対の保険料を引き下げるということで、これは先の全員協議会でも幾つかのパターンをお示しをして、検討経過を報告させていただいたようなことをごさいます。確かに、今回段階を大幅にふやされるところもごさいます。10段階以上の団体もごさいます。それぞれ、そのまの事情によって考えられるということをごさいます。うちも介護保険運営協議会で幾つかのパターンを示しながら、一番基準額が安くおさまるところがどうかというような試算をした上で、今の10段階の採用と基準額の4,950円という額を定めてごさいますので、これについては、うちとしては妥当な決定であろうと、このように思っております。

○議長（田中良隆君） 太田健一君。

○12番（太田健一君） 1問目に関してですが、介護保険は天井知らずで今後もどんどん上がり続けていく、保険者の負担はふえる一方ということが、もうだれもがわかっていることだと思いますけど。その保険料が上がることを軽減させるためには、現在3分の1だけしか取り崩せない、法的なものもありますけど残り3分の2を残すということは、まだ必要じゃないというふうに僕は残し過ぎだと思っています。今は3分の1しか取り崩せないということですけど、今後はこれがもう少し多く取り崩せるようになっていくべきじゃないかなというふうに感じています。

2点目に関してですが、先ほどからご答弁の中で、1年単位の計算で、見込みで、下回った場合は3年後の次期に回すと、積み立てるというようなお話でありましたけど、基本的にこの保険料は3年間のものということで、制度上は余ったら第6期へ回すということは想定してないものだと思います。本来は3年間のサービス料というのをきちっと見込んで一応被保険者が払うというもので、単に余ったら6期へ回せるという安易な考えではちょっとダメなのではないかと思います。要するに、来年度、先ほどから質問してますけど、この3年間のうち、25年度オープンする予定で、そこからお金を先取り、保険料の先払いという形で保険者が支払う形になるということですよ。ちょっとこれは言い方が難しいんですけど、高齢者の方々はサービスをいつまで利用できるかということがわからない、お年を召されてる方というのは。そういうことを考えると、そのために今3年間という区切りがあると思うんですけど、これが要は100床の建物が1年間で間に合わなかった場合は、結果的にようけめに保険料を徴収されてしまったということにつながると思います。やいやい言うてますけど、この来年度、25年度にしっかり100床の施設がオープンできれば、これは何も問題はないと思います。ぜひオープンできるように努力もされると思

うんで、こちらもちろん協力してやっていきたいと思うんですけど、何度も言ってますが、それに向けて努力はされるということですけど、これが建設が間に合わなかった場合は高い保険料を高齢者の方々からもらうという結果になってしまうということ、そこを頭の中に入れておいてもらいたいと思います。

問3に関してですが、これは最初にも言いましたけど、今回10段階に細分化、被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する必要があるとして10段階にされていること、このことそのものはとても評価できるものでよいことだと思いますが、すごく素晴らしいことを言っておられますが、現実が一番苦しい世帯の1段階、2段階の方々も、さらに値上がりになってしまうという形になっているので、そこら辺のことも、今後さらに段階をふやすなり、そういったことをまた検討していつてもらいたいと思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太田議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど部長も答えましたように、こちら空でたくさんお金をいただくとか全く思っておりません、できるだけ安くしたいと思っています。野洲市、今回12%強です。湖南でも大きいところは30%ぐらい上がってます。いかに抑えようかという中で、そのサービスがあるかないかわからないものを前提にして料金をいただくとは思ってません。ただ、3年間の中で施設を整備しないといけないとなると、ぎりぎりこういうことしかないわけですね。ですから、25年度中に整備をされれば4月1日からあったのと同じように料金計算をせざるを得ないので、実質1年半から最悪2年近くあるという前提で施設整備を公募して、必要なサービスを供給させていただきたいというふうに考えています。

それと、多段階をどうするのか。これも部長答えましたように、やはり地域性、あるいは地域の所得階層、そして絶対的な人口を考えないといけません。細かく区切れれば数人しかおられない階層ができるとか、ただ、これが100万都市でしたら、その中が1,000人、2,000人になるということですから、野洲市の中でデータをきちっとお示しをして、運営協議会でご議論いただいた結果ですので、そのあたりは全部情報公開してますので、ご意見はよくわかりますけれども、ぎりぎりのところで料金算定をさせていただいたということをご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

以上、ご答弁いたします。

○議長（田中良隆君） 以上で通告による議案質疑は終結いたします。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。関連質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ないようですので、これをもって関連質疑を終結いたします。

(日程第4)

○議長(田中良隆君) 日程第4、議第1号から議第11号まで及び議第18号から議第36号まで、平成24年度野洲市一般会計予算他29件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第11号まで及び議第18号から議第36号までの各議案は会議規則第39条第1項の規程により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第5)

○議長(田中良隆君) 日程第5、議第12号から議第17号まで、平成23年度野洲市一般会計補正予算(第6号)他5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第12号から議第17号までの各議案は会議規則第39条第3項の規程により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって、議第12号から議第17号までの各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議第12号から議第17号までの各議案について討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議第12号から議第17号までの各議案について順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第12号平成23年度野洲市一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中良隆君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号平成23年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は

原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中良隆君) ご着席ください。起立全員であります。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号平成23年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号平成23年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号平成23年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議第17号平成23年度野洲市土地取得特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中良隆君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

(日程第6)

○議長(田中良隆君) 日程第6、請願第1号環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に関する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、会議規則第92条第1項の規定により、請願文書表のとおり環境経済建設常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩いたします。再開を10時45分といたします。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時45分 再開)

(日程第7)

○議長(田中良隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、これより代表質問を行います。

代表質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位はお手元の代表質問一覧表のとおりであります。

それでは、政友会、第7番、中島一雄君。

○7番(中島一雄君) 第7番、中島一雄でございます。平成24年3月定例会におきまして、政友会を代表いたしまして質問をさせていただきます。初めての代表質問であります。また、トップバッターを与えていただきましたことに対しまして、光栄に思っております。

さて、早いもので東日本大震災から間もなく1年であります。昨年は家族の絆、地域の絆がこれほど強調されまして皆が見つめ直したことは、日本が戦後の復興を果たして生活が豊かになってから以降なかったのではないかと感じております。ことしこそ、よい年でありますように願っておるところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。新年度の予算編成につきましては、一般会計199億6,400万円と財政状況の厳しい中での予算編成であると認識をいたしております。そこで、財政健全化野洲市中長期財政見通しについて市長にお伺いをいたします。平成23年10月に公表されました、平成24年度から平成28年度の5年間の期間とする野洲市中長期財政見通しでは、現行の行政運用を続けた場合、毎年4億から6億に上る財源不足が見込まれると推定されております。さらに、普通交付税は現在合併算定がえ、合併前の旧野洲町と旧中主町ごとに算定した額を合算で算出した額で交付されており、一本算定、いわゆる合併市町村の野洲市の状況で算出した額との差額は平成23年度で約8億2,800万円です。この額が、平成27年度から5年間かけて段階的に合併算定がえと一本算定がえの差額が減じられ、平成32年度には完全に一本算定がえに移行することになり、約8億円程度の一般財金が減少することになります。平成24年度から平成27年度にかけて幼保一元化関連事業、クリーンセンター整備事業、学校耐震化事業、篠原駅周辺整備事業、雨水排水施設整備事業、防災センター整備事業、野洲駅周辺整備事業などの緊急かつ必要性の高い事業に優先的に取り組む計画を実施されます。その総事業

費は約103億円で、財源内訳は補助金21億円、地方債70億5,000万円、一般財源11億7,000万円と試算されております。この地方債、歳入の中には合併特例債も含まれていますが、合併特例債の借入可能額、いわゆる事業分111億7,000万円分でございます。基金分13億6,800万円、125億3,800万円をすべて借り入れする団体は数少ないと聞いております。合併特例債は充当率95%で、その元利償還金の70%が普通交付税の基金財政授与額に算入されていますが、残りの30%に当たる37億6,140万円は後年度に償還しなければなりません。長引く不況の影響により、歳入の根幹をなしてきた法人市民税が最盛期の3分の1程度まで落ち込んでおり、加えて東日本大震災や昨今の急激な円高等で企業業績の悪化や個人所得の低下も懸念され、今後の歳入の確保に及ぼす影響が危惧されます。平成24年度当初予算において財政調整基金の取り崩しは昨年に比べ1億7,000万円増加の4億7,000万円となり、昨年末日の残高は5億6,000万円の見込みであります。こうした状況の中で、増加傾向にある地方債償還額、財政調整基金を初めとする各種基金残高の減少や実質公債費率の上昇など、財政状況の厳しさは一段と増すものと考えております。そこで、次の点についてお伺いいたします。

問1、家計にしろ公会計にしろ、「入るを計りて出ざるを制する」が基本な姿勢であります。今後、財政基盤の安定を図るために、より一層悪質な滞納者においては積極的に差し押さえを行うなど、市税の収納率の向上に努めていただくとともに、保育園、幼稚園、学童保育所の各保育料、市営住宅使用料、学校給食費、公共下水道使用料などの公共料金の滞納も顕著であり、収納を強化する体制をとるなどの未収金回収について、どのような方策を実施されようとしているのか、お伺いいたします。

その2、アサヒビール株式会社並びにアサヒビールモルト株式会社所有地は、売買価格を12億5,000万円で土壤汚染のない更地を条件として引き渡しを受けました。この土地の取得目的は市民活動拠点施設としていますが、引き渡しを受けた後、野洲駅南口駅前広場整備事業に着手し、仮設の駅前ロータリーとして活用される予定であります。その暫定利用期間中に、今後の利用計画をまとめられると聞いております。巨額を投じて購入した土地だけに、さらに税金を投入した形の整備ではなく、外部に民間資金等を導入した形での開発、利活用計画をされたいと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

問3、2月11日に大篠原自治会は臨時総会を開催し、野洲クリーンセンター更新整備について、操業期間を25年限度として承認する旨の決定をされました。その地元要望に

対する回答の中に、新たに整備する焼却施設に付帯する施設として、現センターを解体撤去した後に、同敷地において焼却処理加熱に発生する余熱を利用した温水プール、また温浴施設等の整備を検討しますとあります。昨年の8月補正で、温水プール屋上防水改修工事に1億2,000万円を計上し、また海洋センタープール改修工事に4,200万円を計上し、5月にオープンすることになっております。クリーンセンターの付帯施設として温水プール等を整備した場合に、市民が利用できるプールが3カ所稼働することになります。また、野洲文化ホール、さざなみホールの多くの市民を収容できる文化振興施設も重複しております。このような施設が数多くあることは、身近にあって利用するものにとって大変便利でありがたいことでもあります。反面、施設の修繕費用を含む維持管理費や運営経費などを換算すると、施設を集約して経費を抑える方策を考える好機ではないでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

問4、固定資産台帳の整備について、平成23年度中に財産所管課に対し土地及び建物に関する公有財産調査が完了すると聞いております。例えば、旧野洲町の土地取得特別会計で購入したJR琵琶湖線の複々線用地ですが、職員が草刈りや除草作業に携わって管理しております。緊急雇用創出特別推進事業でヒマワリやコスモスを育てたりして維持されています。JR西日本は草津駅までは複々線化されています。本市がその土地を整備し維持していても、草津駅からの複々線の延伸の実施が見込めない、事業化のめどがないのであれば処分することも十分に考えられます。このように、今後利活用の見込みのない塩漬けとなっている土地や建物、隠れ財産を調査し、処分を促進される好機ではないでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

次に、生活保護についてお伺いいたします。厚生労働省の発表によりますと、全国の生活保護受給者が昨年10月末で207万人に達し、60年ぶりに過去最高を更新した昨年7月から4カ月連続で過去最多を更新しており、さらに増加する可能性も指摘されております。この背景には、高齢化の進行、雇用の非正規化、また勤労者の給与が減少する中で、下手に働くより生活保護を受けたほうが有利という条件の所帯がふえたこと、それと不正受給などさまざまな要因があります。生活保護の目的は、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することであり、この助長とは単に生活保護を受給しないで済むというレベルのものではなく、満足のいく建設的な社会生活を営めるよう助長することでもあります。また、保護の原則は申請に基づいて改正するものですが、例えば要保護者が緊迫した状況にある場合は、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができると規定されております。

す。すなわち、決してまちの行政であってはならないということにも配慮が必要であります。しかし、一方では、安易な受給は不正受給もあとを絶たず、これは地域の活力を奪い社会の不公平感を助長する要因となるなど、制度の厳格な運用はまさしく単なる支援の範疇でないのは明らかであります。生活保護制度の健全な運営には前述の基本を踏まえ、生活保護に至る前に関係機関の連携を充実させ、雇用の創出、就労支援などと合わせて生活立て直しを支援するなど、受給者を出さない取り組みが必要であると思います。生活保護受給者、その推移、需給による生活改善実態の把握、生活保護政策に対する市の方針についてお伺いいたします。

次に、エネルギー政策について。昨年3月に発生した東日本大震災から間もなく1年を迎えようとしております。この震災は、2万人余の尊い命を始め先人が営々と築いてきた生活の基盤を奪い、さらには被災地に対する偏見を生むなど、日本社会が抱えるゆがみをも露呈する結果となりました。しかし、その一方で、私たち日本人に絆と連帯意識を芽生えさせて、あらためて防災意識が高揚するなど、多くの教訓を残したと思います。また、地震に伴う福島原発の事故を契機に、これまでの原発行政のすべてを否定する空気が支配的となり、脱原発へ一気に政策転換が図られようとしています。しかし、今、私たちは必要性和危険性を冷静に見極める賢明さが必要ではないでしょうか。決して、原発のみを肯定するものではありませんが、自然エネルギーはあくまでも従であり、補完エネルギーでしかあり得ないという客観的事実は否定しようがありません。安全と繁栄は常に二律背反であると理解した上で、社会の発展の足かせとならない施設が必要だと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、郷土愛を育む教育について。教育長の施政方針に、豊かな自然と歴史遺産、伝統文化に恵まれた、まちづくり、人づくりを目指すとありますが、教育基本法では、豊かな人間性と創造性を育むこと、伝統を継承し郷土愛を育んでいくことなどがその柱として言及されています。今後、具体的にどのような取り組みをされていかれるのか、お伺いいたします。

最後に、市長に、次期市長選への出馬についてお伺いいたします。山仲市長は平成20年10月の市長就任以来3年4カ月が経過いたしました。この間における選挙公約であるマニフェストの達成状況を検証しますと、全134事業のうち、87.3%の117事業が完了あるいは計画通りに進捗しているという状況であります。特に、厳しい財政状況にもかかわらず、全小・中学校の耐震化100%達成、学童保育所の倍増、クリーンセンタ

一更新の実現に向けた取り組みなど、いずれも市民の安全・安心がより明確に実感できるようになりましたし、また野洲駅前の土地買収により、野洲市の今後の発展に大きな期待を感じることができるようになりました。また、行政上のあらゆる情報の積極的公開により、市民にとって施政がより身近な存在になった3年4カ月でありました。さらに、前述のように顕著な実績を築いてきた一方で、集中改革プランの実行により財政再建への道筋をつけるなど、その行政手腕、実行力は、まさに5万市民の期待を満足させるに十分であったと思います。しかし、これらすべての実績は、山仲市長自身にとってはもちろん、野洲市民にとりましても道半ばであり、決して到達点でないことは明らかであります。山仲市長が提唱する、住んでよかったまちを実現するためには、山仲市長のさらなる活躍が不可欠であると考えております。山仲市長には健康に留意され、来る10月の野洲市長選への出馬を期待しておりますが、山仲市長の意向をお伺いいたします。

以上であります。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 政友会を代表しての中島議員のご質問にお答えします。総合的な柱の部分を私からお答えさせていただきまして、細部につきましては担当部長からお答えをさせていただきます。

まず、財政健全化に関するご質問にお答えいたします。1点目の収納率向上及び強化の方策につきましては、重要な課題であると考えておりますが、収入の性格や使用料など、その受益の内容、あるいは相手方の経済状況など、分納から法的な強制執行など、手法はいろいろなものとなりますが、受益者負担の公平性の観点からも、ケースに応じた柔軟かつ強い姿勢で臨む必要があると考えており、そういう方向で対応していきたいと考えております。

なお、今お問いかけの課題につきましては、これは決まった債権の回収ではありますが、もう一つ大きな問題は、固定資産税をふやしていく、あるいは事業税をふやしていくという、いわゆる債権の拡大も重要であると考えておりますので、あわせて財政基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、アサヒビール株式会社及びアサヒビールモルト株式会社から買取った土地の利用計画につきましては、市民の財産として駅前にどのような機能を持たせるのか、またその実現がいつごろになるのかを、平成24年度から25年度にかけて公開の会議で皆さん方のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。ご指摘のとおり、民間開発

は重要であると考えておりますけれども、当該の土地に関しましては市民の共同利用を前提にした公共施設用地として買い取ったわけですから、現時点では民間資本の導入は考えておりません。ただし、この土地の利用が起爆剤となって周辺の土地利用が民間開発で促進されるようには進めてまいりたいと考えております。

次に、クリーンセンター更新に伴う余熱利用施設の整備につきましては、廃棄物処理施設整備事業費に係る国の交付金を受けるための必須要件でございます。したがって、整備をしようと思うと余熱利用施設を付加する必要があるということになっております。そのため、新クリーンセンターの附帯施設として温水プール、あるいは温浴施設の整備を検討しておりますが、具体的な方向性は今後基本計画に対するパブリックコメントの結果、並びに地元自治会との協議を踏まえて、平成25年度をめどに決定することとしております。現段階では温浴施設や温水プールの可能性について検討しておりますが、現在の温水プールは当然ながら熱源を必要としていること、一方では廃棄物の焼却によって発生した熱エネルギーを有効利用する手法を模索していること、さらには現在の温水プールは老朽化が進み近々施設更新時期を迎えるという状況にあるなどの条件が重なっているため、温水プールも検討課題としているところであります。こうしたことから、この2つの施設が合体するならば、最大の経費削減が期待できるものと考えており、ご指摘のように施設が重複するものではないと考えております。また、市の公共施設の全体的な効率運営につきましてはご意見のとおりでありますので、一層の効率化に努めてまいりたいと考えております。

次に、遊休資産の処分につきましてお答えをいたします。野洲市が所有しております公有財産は、現在土地が約1万筆、建物が約300棟あり、公有財産管理システムにより整理作業を進めております。行政財産としての用途もなく、計画予定もない遊休資産については速やかに処分をする予定であります。

ご提案のJR琵琶湖線の複々線用地につきましては、平成10年3月に日本国有鉄道清算事業団から約1万平米を3億8,000万円弱で購入しております。この土地の取得については、当時、旧国鉄の長期債務を早期に償還するため、日本国有鉄道清算事業団から保有地の処分について打診があり、旧野洲町が購入しなければ一般公募により処分することでありました。長年の課題として複々線化を要望してきた中で、将来的な利活用のめどが立たない中ではありましたが、そういった一貫した流れの中で購入がされたものであります。しかしながら、昨年、一昨年と、私も直接出向いて湖南総合調整協議会の要望

を行いました。JR西日本京都支社長に複々線化を要望しております。しかし、JR西日本の回答は、車両の増結などで利用者のニーズにあわせた運行が可能である、複々線化には膨大な投資が必要であり、地元負担も求めることになるとのことです。こういったことで、実現の可能性は極めて厳しい状況ではありますが、過去の経緯、将来の見通しを踏まえ、市民、議会にお諮りをした上で最終的な判断をしてみたいと考えております。

最後に、私の市長就任以来の取り組み、そして今年の秋の市長選へのご意向をお聞かせいただきまして、まことにありがとうございます。就任以来、市民及びまちの安心と元気の実現を目標に励んでまいりました。財政の健全化を始め、マニフェストでお約束いたしました政策の実現に誠実に取り組むことはもちろん、ご指摘をいただきましたようにクリーンセンターの更新や、また野洲病院問題を始め、潜在あるいは先送りとなっていた大小の課題や問題の解決にも積極的に対処してきたつもりであります。あわせて、心がけてまいりましたことは、まちづくりの進め方、いわゆるスタイルの転換であります。積極的な情報公開による透明性の確保と市民参加と協働による政策決定とその実現であります。その結果、ご質問でもご評価いただきましたように、ある程度の成果は挙げられたものと考えております。これも市民及び議員の皆様方のご理解とご協力、あわせて職員の働きによるもの、見方を変えれば相互の厚い信頼関係の上による成果だと感謝をしております。やりかけ、また残された課題は多くありますが、任期満了までにまだ7カ月余りあります。何事につけても物事をはっきり言い過ぎると心配いただいている私には余り似つかわしくはございませんが、ご評価とご期待に心より感謝しつつ、そのご期待に一層お答えできるよう、あと数カ月実績を積み上げた上で最終的な判断をさせていただきたいと思っております。改めてご質問のご趣旨に感謝をいたします。

以上、中島議員の代表質問へのお答えとさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、郷土愛を育む教育について、私から答弁を申し上げます。

野洲市の自然や文化、伝統に誇りを持ち郷土を愛する人づくりは、本市教育の要として取り組まなければならないと、そのように考えております。具体的には、地域の歴史と文化の継承を目指して、銅鐸博物館による展覧会や講演会の充実、地域に残る文化遺産や伝

統文化を再発見する、まちかど博物館の開催を進めていきます。これらの取り組みと、各コミュニティセンター等で進められている歴史や伝統・文化に関するサークル活動等が相まって、市民の皆様に野洲市のよさを益々ご理解いただけるものと考えております。

また、特に重要な取り組みといたしましては、小・中学校におきまして、地域の人や自然、文化・歴史に学ぶ活動を一層積極的に展開をしていきます。小・中学校での取り組みにつきましては、既に元気な学校づくりマスタープランに示す、地域に学ぶ活動の推進に取り組んでいるところです。一例を申し上げますと、祇王小学校では、祇王井川周辺の自然を調べたり、祇王に寄せるふるさとの人々の思いを考えたりする学習、あるいは、俳句の学習を通じて北村季吟の功績を学ぶ活動に取り組んでおります。また、三上小学校では、三上山登山を通じて郷土の自然を体験したり、土川平兵衛の活躍を音楽物語として発表したりしながら、子どもたちの郷土愛を育てております。今後も、これらの取り組みの推進と充実に努め、郷土に根ざし、郷土を愛する人づくりを進めていきたいと考えております。

以上、中島議員による代表質問に対する回答といたします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） それでは、私のほうから生活保護についてお答えをいたします。

本市における生活保護受給者の推移につきましては、景気低迷による雇用状況の悪化や疾病による失業等が多く、特に年明け以降、申請が増加しております。平成22年度末では、145世帯、207人であったものが、平成24年2月末には、155世帯、214人となっております。

次に、受給者の生活改善や実態の把握につきましては、ケースワーカーが実態調査等を行った上で、生活改善指導や診療指導、またパーソナルサポートサービス事業と連携しながら就労支援等を積極的に行い、個々の状況に応じた自立支援を行っています。なお、その結果、就労に結びついた人は13名で、このうち自立に至って生活保護廃止となった者は5名となっております。

また、生活保護施策に対する市の方針につきましては、懇切丁寧な対応を心がけ、申請意思が確認されれば申請侵害がないように留意しております。受給者に対しては自立に向けた支援が必要と考えており、就労可能な年齢層の対象者については就労支援を行い、疾病者につきましてはまず治療に専念をいただき、その後就労支援等を行っています。また、窮迫している場合については、事務所の判断による職権適用も対処しております。

以上、生活保護についてのお答えといたします。

○議長（田中良隆君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） それでは、エネルギー政策につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

市の見解ということでございますので、市といたしましては、これまで再生可能エネルギーの推進について、野洲市省エネルギービジョンの方針に基づいて取り組みを進めてまいったところでございます。その結果、個人住宅及び公共施設への太陽光パネルの設置を進め、また炭素を吸収する森林の保全やフードマイレージを高める地産地消の推進、ごみの減量化、食用油によるBDF化など化石由来燃料の軽減化に市民の皆さんと協働し、一定の成果を上げたと考えております。

しかしながら、このような努力にもかかわらず、原子力発電所の停止により、現実的にはその多くの代替エネルギーを火力に頼っているのが現実であり、皮肉にも化石燃料に依存し、二酸化炭素を排出しながら生活することになりました。再生可能エネルギー特別措置法が施行され、今後、再生可能エネルギーの全量買取制度が開始されますが、これまで消費してきた原子力発電量にまで高めていくには、より一層の技術革新や低コスト化が求められておりますし、また、より一層の生活者や事業者の省エネルギー、節電行動が求められます。これには相当な期間と費用を要するもので、全国民が負担を覚悟しなければならないものであると考えられます。

自然エネルギーは、風力や流水量、速度、日照量など、自然条件が厳しければ厳しいほどエネルギー量があるというものであり、これに見合うエネルギーがどれだけ埋蔵されているかどうか、そういったところにつきましては問題があります。これまで風力発電など多くの試みが行われてきましたが、想定どおり稼動していないものもあり、国のエネルギー政策にもよりますが、様々な案の中から地域に適したものは何か、よく考えて行動して行くことが求められていると考えております。

今、原子力発電所は停止していますが、核燃料は現存をしております。安全を担保しながら、地球温暖化という課題を踏まえ、市民生活や経済活動にできる限り支障を来さないようにするためには、国のエネルギー政策や電力事業者の行動を見ながら、長期的で戦略的、冷静な対応が必要であると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 中島一雄君。

○7番（中島一雄君） 再質問させていただきます。

本市の中長期財政見通しは、厳しい条件は続くものとは思っております。施政方針の中で、市長は、財政状況は依然と厳しいものの危機的状況は回避できたものと考えておりますと述べておられますが、収納率の向上及び未収金回収のように、より一層の強化方策を実施されて、堅実な財政運営を維持されることをお願いいたしまして、この件につきましては質問を終わります。

次期市長選への出馬表明につきましては、公約であるマニフェストを着実に達成に向けて進められることを期待しております。

生活保護について、1点だけお伺いしておきます。最近、生活に困窮した一家が死後数日経過してから発見されるという痛ましい報道がありました。あるいは、幼児虐待の可能性を認識していながら、関係機関の不作為により最悪の事態を回避できなかったという事例も決してまれではありませんでした。このように不幸な事例を他山の石といたしまして、野洲市内からも絶対に出さないという強い意志と覚悟が必要であると思っております。野洲市が、さわやか、速やか、こまやか宣言をして久しいが、生活保護の不正受給排除に対する取り組みは、人権、プライバシーなどの側面から調査自体に限界があり、極めて困難を伴うものと考えております。ただし、ことし1月に施行されました暴力団排除条例の適切な運用も含めて、悪質な不正受給の排除に全力を上げていただきたい。私が不幸な事件に関する報道に接するたびに感じることは、行政という組織は責任の所在が非常に不明確であるということです。複雑多様化した組織は、あらゆる事態に的確に対応するための手段であるはずなのに、一方では、限らない責任を分散と希薄化に変化しているのではないかと疑うわけであります。極めて重大で、かつ崇高な責任を担っているという誇りと自覚が必要ではないかと思っております。再度申し上げますが、野洲市からは絶対に不幸な事件は発生させないという覚悟をお伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） 生活保護に係ります再度のご質問にお答えをしたいと思います。

先ほどから例を挙げて質問いただきました、困窮者の死亡事例が新聞等で報道されておりました、大変痛ましいことと思っております。我々も、窓口への相談に見えたときにはその生活の実態なり、支援者があるのかなのか、あるいは健康状態がどうなのか、あるいは手持ちの資金がどれだけあるのかといった当座の生活のめどにつきまして、丁寧に相

談をしながら進めておるところでございまして、できるだけそういった面では、そういった不幸な事態にならないようには考えてやっております。

それから、不正受給につきましても、新聞報道でございまして、そういった面では、例えば確認書類の徹底でありますとか、あるいは訪問による生活実態の確認とか、そういったものを定期的に実施することによって、そういった防止に努めてまいりたいと思いません。

それから、生活保護に限らず、あらゆる形での不幸な死という大きな話かと思っておりますので、それはやはりそれぞれの所管するところが連携をとりながら、特に地域の力をお借りしながら、行政だけではなかなか目の届かない部分もあると思っておりますので、その辺は民生委員さんとかそういった方の力を得ながら連携して行って、できるだけそういったシステムづくりも必要と思っておりますので、生活保護以外のところになるかと思っておりますけれども、そういったところの取り組みは必要と、このように思っております。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩いたします。

（午前11時22分 休憩）

（午前13時00分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

代表質問。次は、野洲ネット、第16番、三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 野洲ネットを代表いたしまして、代表質問をさせていただきます。

08年9月のリーマンショックに端を発した世界的な金融・経済不安は、世界同時不況の大波として波及しました。その回復が定まらない中、EU圏のデフォルト懸念が生じ、解決の道筋が懸念されております。また、今なお世界景気の下振れが危惧される状況にあり、景気回復の見通しは予断を許さない状況にあります。日本においても、この状況に加えて、昨年の東日本大震災、原子力発電所事故、またタイの大洪水災害の日本企業への影響は絶大であり、回復の見通しがいまだ定まっておりません。さらに、近年にないドル、ユーロに対する円高水準は、輸出立国日本にとって看過できないものがあります。これら国内外の負の要素は、日本の経済基盤を揺るがし、雇用不安、賃金・ボーナスの減少、デフレ感の助長ともなり、景況感をさらに後退させ、景気低迷の連鎖となっていると言っても過言ではありません。

国も、この景気低迷に符合して、国税の大幅減収による財源不足が継続し、多額の国債

発行など財源手当に苦慮しているのが現状です。財務省は、国債や借入金、政府短期証券の残高を合計した国の借金が、2011年12月末で958兆6,385億円となり、過去最大を更新したと発表がありました。これは、国民一人当たり約750万円の借金を負っている計算になります。国民の負担はどこまで続くのでしょうか、不安になります。

さて、山仲市政1期目最終年度の平成24年度当初予算の提案となる3月議会を迎えた当市においても、リーマンショック以降、特に法人市民税の継続的大幅減収による財源不足、また、平成23年度末のシミュレーションによる一般会計公債残高約298億円は過去最高となっている状況は国と同様と言えます。24年度一般会計当初予算案は、23年度当初予算に比較し、歳入においては、法人市民税で約3億843万円、約28.7%、固定資産税で約2億4,825万円、6.3%の大きな減収見込みの中、財政調整基金4億7,000万円、公共施設等整備基金1億円等の繰入、地方債28億4,860万円を予定して、前年対比6.7%増の199億6,400万円の歳出歳入予算案の提案となっております。

では、市民の目線にかなった市政・財政運営。よりよい教育の観点に立って質問いたします。

まず、財政運営予算編成に関し、財政調整基金残高と予算編成についてお伺いします。平成21年度には、残高が枯渇寸前のところ、予算編成を工夫し、取り崩しを踏みとどまり、約7億5,000万円が残されました。22年度は約9億3,000万円、23年度は約10億3,000万円の見込みと、残高は目減りすることなく漸増しました。当市の場合、財政調整基金規模は最低30から40億円の確保が必要と考えております。21年度から23年度の残高推移からすれば、渴しても取り崩さずという、かたい市長の決意を感じ取っておりました。しかし、残念ながら、24年度予算編成に当たっては、4億7,000万円が取り崩され、残高見込み約5億6,000万円へと枯渇が懸念される水準へ逆戻りしました。このことにかんがみ、お伺いいたします。

第1点、24年度予算編成に当たって、取り崩さずに予算を工面、事業調整ができなかったものか、見解をお伺いします。

第2点、起債残高が25年度も増加するシミュレーションが示されています。25年度予算編成においても、財政調整基金の取り崩しが懸念されます。将来的な財政調整基金の増額計画についての所見をお伺いいたします。

次に、起債残高推移に関連してお伺いします。予算編成にかかる参考資料の中に、一般

会計、起債残高及び公債費推移シミュレーションが示されております。平成22年、23年、24年に提示の起債残高シミュレーションデータを検証してみますと、22年、23年に提示の残高シミュレーション値は、多少の開きはありますが、起債残高が23年度をピークとし、平成30年度まで残高が漸減する整合性のあるシミュレーションが見てとれ、堅実な財政運営が思料されていることが伺え、随分安堵したものです。しかし、24年提示のシミュレーションでは、前者の両年とは全く逆で、23年度以降残高がふえていくシミュレーションが示されております。28年度時点の残高を比較すれば、前者の平均241億円に対し、24年提示のシミュレーションでは311億円と、実に29%、70億円の残高増額と、極めて大きな乖離が生じております。22年、23年には、23年をピークに借金は減らすと示されていますが、24年には一転、23年度以降も借金はふえ続けると示されております。当市は、借金を減らしていく市政、財政運営が至上命題です。このシミュレーションを将来の債務指標として考えながら、議会は起債規模や予算を考えることとなります。常に整合性を検証し、精度の高い資料提示をお願いしたいものです。では、このことにかんがみ、お伺いいたします。

第1点、昨年までは起債残高が23年度以降漸減するとシミュレーションされていたものが、一転して、23年以降漸増しピークが見えない整合性のないシミュレーションになっているのか、根拠を明確にお示してください。

第2点、整合性に疑問が生じるシミュレーションでは、中長期の起債、公債費の考え方において、将来見通しあるいは財政運営に支障を来すことになるのではないかと疑問があります。所見を求めます。

第3点、このように指標ともいうべきシミュレーションに精度、整合性に疑問があるようでは、議会審議にも支障を来します。当局として、どのように精度アップされるおつもりか、所見を求めます。

次に、平成22、23年度に実施された財政健全化集中改革プランについて伺います。この改革プランは、危機的な財政状況を克服するため、経費削減とともに、山仲市政以前の財政の体質改善を目的として実施されたわけです。プラン実施終了に伴いお伺いします。

第1点、経費削減実績及び体質改善成果について総括をお伺いします。

第2点、集中改革プラン終了に伴い、次にどのような改革構想があるのか、お伺いします。

次に、市政運営に関してお伺いします。

まず、自治体クラウドの導入についてお伺いします。自治体クラウドとは、遠隔地にある民間のデータセンターに住民情報を預け、自治体向けの専用ネットワークを通じデータを送受信できる仕組みで、複数の自治体が共同管理することで、コスト削減効果があるとして、総務省が2009年から導入を促進しているシステムです。東日本大震災を機に、庁舎被災による情報消失を防いで、迅速に業務を再開できる効果が期待できることもあり、被災地はもとより、それ以外の市町村でも自治体クラウドの導入、あるいは検討する動きが広まっております。昨年末現在で、全国1,719市町村のうち、約1割の177市町村がシステム導入または予定をしております。現状管理業務のコスト削減、効率化あるいは情報消失の担保ができる効果は大きいと考えられます。導入検討を求め、所見をお伺いいたします。

次に、企業立地促進法について伺います。地方自治体の企業誘致を支援し、産業集積による地域活性化を支援する企業立地促進法に基づき、野洲市は平成19年10月29日に、滋賀県で初めて国の指定を受けた地域に選定され、今後の企業誘致活動に際し、国の補助や税制面の優遇措置を受けることができるようになりました。当市は、産業集積地域にJR野洲駅北口周辺地域45ヘクタール、JR篠原駅周辺地域110ヘクタールを指定し、野洲市基本計画の計画期間を計画同意日から24年末日までとした計画の策定があります。計画期間の24年度末日までの日時は迫っております。現況と今後のお考えを伺います。

次に、新病院整備に関してお伺いします。平成23年4月11日に、野洲病院から市長に、病院経営を抜根的に改善するための公設民営化を含む新病院基本構想2010が提出されました。この構想に対し、地域医療検討委員会を設置し、検討が重ねられ、昨年10月に市に対し意見書が提出され、以降行政として検討の結果、24年1月16日に基本コンセプトなど、事業サービスに対する基本的な考えは一致しているものの、運営形態などに課題があり、同構想は採用しがたいと判断している。また、今後市民への医療サービスの提供のあり方を考え、検討委員会から提言のあった新病院の整備も含めた検討を引き続き行くと野洲病院へ回答が出されました。これを受け、新しく新病院整備可能性検討委員会を設置し、病院機能や診療科など病院像を具体化し、新病院の可能性を2月から7月にわたって5回の委員会、1回の市民懇談会を開催、検討の後、提言を得ることになりました。最低限の充実した診療科を有する中核となる地域に密着した医療機関の存在意義は、少子高齢化社会において極めて重要になります。今後の方向性については、新病院整備可能性検討委員会の提言を待つこととなりますが、野洲病院の経営維持が将来的に困難視さ

れる中、どのような形で発展的に病院維持をするのか、現時点でどのような基本スタンスをお持ちなのか、お伺いします。

教育関係に関してお伺いいたします。

まず、教育方針の中の課題として、不登校等の取り組みにさらなる推進とあります。

1点、当市の19年度から22年度の不登校児童・生徒在籍率は、小学校の22年度を除けば、全国平均に比較してかなり高いと言えます。現状分析と24年度の取り組み、推進の具体について伺います。

次に、20年3月の中学校学習指導要領の改訂により、本年4月から体育の授業で、今まで選択科目であった武道、ダンスの必修化が決まりました。このことにかんがみ、7点お伺いいたします。

1点、当市の場合、武道の種目、柔道が選択されたようですが、柔道を選択された理由をお伺いします。

2点、20年3月の指導要領改訂を受け、本年4月からの完全実施に向け、先生方の育成・研修に配慮をされてきたと思います。報道等で柔道の受け身やヒップホップダンスの講習会の様子を見ていますと、先生方がなかなかついていけないようです。授業指導には十分に準備されていますか。

3点、柔道を選択した場合、重大な事故発生に対する懸念の指摘が多くあります。指導に当たって、どのような配慮や危機管理がされていますか。

4点、柔道では乱取りや試合もあるのでしょうか。授業カリキュラムはどのようになっていますか。

5点、施設や用具は十分に整備されていますか。

6点、柔道着の購入は相当な負担となりますが、補助は考えておられますか。

7点、必修化種目は教諭にとってなじみが少なく、習熟度、指導技量においても課題があると言えます。その中で生徒を評価しなければなりません。評価に対する現状の課題について伺います。

次に、教育研究所について伺います。教育研究所は、条例第3条で、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行い、本市教育の振興に資することを目的とすると規定し、規則第2条で、(1)教育に関する専門的及び技術的な事項の調査及び研究、(2)教育に関する図書その他資料の収集、(3)教育に関する各種資料の作成、(4)教育関係職員の研修及び研究助成、(5)教育に関する相談及び指導、(6)各号のほか、教育委員会から

指定された事業の規定があります。このことは、日本の教育レベルが国際的比較において随分低下し、その巻き返しに国としても試行錯誤がなされている中、教育現場をサポートする意味において、教育研究所は極めて重要な部分を担うことに条文上なっていると言えます。このことにかんがみ、お伺いします。

第1点、教育研究所の立場、使命が市民の目には見えにくい状況にあります。条文に照らして現状の研究所の使命がどこにあるのか、及び、課題についてお伺いします。

第2点、条文にある使命は極めて重要と思いますが、合併後の庁舎統合に伴い、研究所のスペースが縮小され手狭になっております。業務遂行の支障を懸念しますが、所見をお伺いいたします。

最後に、本年10月の市長選挙への再出馬について、市長にお伺いいたします。平成20年10月に市民の信託を得て、山仲善彰市長は就任され、3年4カ月が経過しました。以来、マニフェスト、もっと野洲21計画では、134事業のうち117事業が完了もしくは予定どおり進捗させ、早期実現に注力され、財政健全化集中改革プランにおいても、危機的状況に立ち至っていた財政状況を立て直すべく、年間6億3,400万円の経費削減など、その成果は評価されるところであります。また、多くの主要課題事業にも大きな進捗が見られます。

まず、子どもたちの安全・安心のための学校耐震化工事、大規模改修、学童保育所の増設など、財政負担軽減になる合併特例債を使つての推進。また、駅前の土地買収、それにより社会資本整備補助金を受けての南口ロータリーの改修計画の進捗。また、長年放置されていた竹生地先での地区計画による民間開発の誘導、及び、大津湖南都市計画による市三宅地先の区域区別の見直しにより、17.5ヘクタールの市街化編入。民間活力による商業集積を図るまちづくり計画の推進は、固定資産税、個人市民税の増収、また、まちの活性化にも大いに貢献してくれる施策として評価できるものです。さらに、クリーンセンターの施設整備事業、防災センター施設整備事業や拠点病院・野洲病院の将来構想など、着々と事業進捗に尽力されておられます。また、透明で積極的な情報公開は評価される所です。

当市の財政、市政運営には、まだまだ改善、改革しなければならない課題は山積しております。この難局を乗り切り、安全・安心の豊かなまちづくりのためには、強いリーダーシップが必要です。10月の市長選に山仲善彰市長の再出馬意向をお伺いいたします。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長(山仲善彰君) 野洲ネットを代表しての三和議員のご質問にお答えをいたします。主要なところを私がお答えをいたしまして、具体的なところをまた担当部長から答弁をいたします。

まず、1点目の財政運営・予算編成につきましては、依然として税収が厳しい中で、基本的には市民サービスを低下させないという前提で、予算編成をしております。ぎりぎり予算を組んで、かつ市民の安心・安全を守るという考えに基づいております。

ご質問にありますとおり、平成21年度から平成23年度までは財政調整基金の年度末残高は増加傾向にあります。当初予算では平成21年度は8億7,800万円、平成22年度は2億7,000万円、平成23年度は3億円の繰入算入となっております。当初予算で基金繰入を計上せざるを得ない大きな要因としましては、先ほど申し上げましたように、税収が厳しい中での予算編成、かつ税収が見込めない中で、過大な税収見積もりができない、いわゆる安全な範囲内で税収を見積もった上で、繰入金金の制約もございまして、そういった中での予算編成ではいたし方ないと考えております。

そういった意味で、先ほどもリーマンショックのお話がありましたけれども、合併後、平成17年度、平成18年度においても、当時、当初予算で法人市民税10億を超えてまして、17年度で13億5,000万円、18年度で17億1,000万円、このときでさえも、それぞれ9億円あるいは4億円余りの当初の財政調整基金の繰り入れがされております。そういう意味で、基金なしで予算を組めなかったかとおっしゃいますけれども、過去も、税収が豊かなときもそうでしたし、まして今この厳しい中で、基金をやりくりしながらぎりぎりの予算を組んでるということであると思っております。

それと、毎年予算で留意しておりますところは、当然予算執行で経費の節減に努めておりますし、一定の繰越金を確保して新年度予算の中で積み立てたり、あるいは基金の取り崩しの減額により年度間調整ができるよう、それによって基金の保有ができるよう工夫をしているところであります。今後もしもそういった、若干綱渡りにはなりますけれども、きちっと見通しを立てた財政運営をしていきたいと考えております。

次に、財政調整基金の増額につきましては、本市の目標額としては、先ほどもご指摘がありましたように30億から40億ということで考えております。当面は、現下の経済情勢や今後数年間の予定事業などを考えますと、現時点で、その目標とする金額の積み立ては困難かと考えておりますが、決算剰余金の2分の1の積み立てのほか、入札残などによる不用額を極力積み立てていきたいと考えております。それと別途、合併特例債を活用し

た地域振興基金14億円余りを積んでおりますので、あわせて、それが市の安全パイ、セーフティーネットになっているというふうに考えております。

次に、起債のシミュレーションの根拠につきましては、平成23年度と平成24年度との予算資料の積算上の大きな違いは、平成24年度の試算で新たに参入したものや、借入見込額と実績額との差などによるものであります。その内訳及び以後の起債残高関係の具体的なご質問につきましては、後ほど担当部長から説明いたしますが、基本的な考えは変わってないと思っております。ただ、具体的な項目で後ほど触れますが、例えば、先ほどもご質問にありました駅前土地の起債、これも予定外でふえておるということでございますので、ご理解を賜りたいと考えております。

次に、財政健全化集中改革プランの経費削減実績と体質改善の成果につきましては、集中改革プランを着実に実行しました結果、これもご評価いただきましたように、年間6億3,400万円の削減効果がありまして、当面の財政危機を回避することができたと考えております。また、当分の間とした30項目以外の項目につきましては、従来の高コスト体質の改善であったため、集中改革プランの期間が終了した後も削減効果が持続しておりますので、財務体質の改善に資することができたと考えております。

次に、次期の改革構想につきましては、まずは経費の削減という点もありますが、大きな主眼といたしたいと考えておりますのは、過去においてなされてきた利用見込みのない土地の購入、あるいは後年度にわたって補償すべきでないものの補償、あるいは財源が担保されていない補助金、こういったいわゆる将来にわたる大きなツケを残すような施策を絶対やらないといった、そういう財政規律の保持ができるような仕組みを、新たな行財政改革のプランとして位置づけたいと考えております。来年度、本格的に検討を進めたいと考えております。

2点目の市政運営についてのご質問にお答えをいたします。

まず、自治体クラウドにつきましては、ご指摘のようにメリットもありますが、反面デメリットもあります。平成26年度のシステム再構築に向けまして、現システムを見直すに当たりまして、単独の導入で行くのか、あるいは自治体クラウドを導入するのか、平成24年度から調査、研究、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、企業立地促進法につきましては、本市の基本計画の計画期間は平成24年度末で終了することとなっております。今日までの状況といたしましては、平成21年度に、1社がマイクロエレクトロニクス事業のマザー拠点として進出をされまして、地上5階、延

べ床面積約1万9,000平米の建物が建設されております。また、翌22年度には、もう1社が工場を建設していただいております、これは企業立地促進法にかかる税の課税免除措置により立地促進が図られたものと考えており、将来的に大きな税収効果につながるものと考えております。

なお、当計画の中で、新たな企業立地区域の拡大地として位置づけられております野洲駅北口周辺地域45ヘクタールと、篠原駅周辺地域110ヘクタールにつきましては、もともとの地域が農業振興地域であることから、用途区域の見直し、また造成による排水対策、そして近年の経済情勢から新たな立地は非常に困難であると考えております。

また、今後の対応につきましても、この企業立地促進法に基づく計画の継続につきまして、現時点で詳細な国の同意の要件が明らかになっておりませんが、設備投資を考えている既存の立地企業にとりましては有利になる可能性もありますことから、当該企業との情報交換を密にしながら、今後の対応を検討していきたいと考えております。

先ほど、ご質問で税の優遇措置とご指摘ありましたけれども、企業には税の優遇措置がありますけれども、野洲市にとっての優遇措置はございませんでして、実質免除した分が税の減収になっている状況であります。ただ、設備投資が将来的には、税収の増効果にはつながっていると考えております。

次に、新病院の整備についてのご質問にお答えをいたします。新病院の整備につきましては、基本的には新病院整備可能性検討委員会で検討することになりますが、現時点で確かなことは、昨年の中核的医療機関のあり方の検討の中で、要望として、病院はあったほうがよいとの総意でありました。したがって、まだ新病院を整備するかどうか決定したわけではございませんが、今後の検討におきましては、市が病院を整備するとした場合、どのような機能、どのような診療科、どのような規模、そしてどのような形態で行くのか、あるいはそれに伴って市がどういう財政負担を求められるのかといった点を、専門的な情報や知識を持った委員を中心に検討を進めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘のように、昨年4月11日に野洲病院から新構想が出されました。それに基づいて検討したというよりは、野洲病院のこの構想を前提にすると、将来、市民の医療サービスをどういう形で守るべきなのかという観点からの検討でございまして、野洲病院をどうするかという検討ではございません。そのときも申し上げましたように、例えばゾウが針の穴をくぐるより難しい課題解決だと申し上げておりましたが、まさにそういう問題ですので、先ほど申し上げましたように検討会を通じて、市民の皆さん方にすべて

の情報を開示して、そして可能性も提示をした上で、最終的なご判断をいただく形で進めてまいりたいと考えております。

最後に、市長選への再出馬についてのご質問にお答えをいたします。まずは、私の市長就任以来の取り組みに対しまして高い評価をいただき、その上で、ことし秋の市長選への出馬のご意向をお尋ねいただきまして、まことにありがとうございます。就任以来、市民及びまちの安心と元気の実現を目指して励んでまいりました。財政の健全化を含め、マニフェストでお約束をいたしました政策の実現に誠実に取り組むことはもちろん、クリーンセンターの更新や野洲病院問題を初め、潜在あるいは先送りとなっていた大小の課題や問題の解決にも積極的に挑戦してきたつもりです。また、あわせて、まちづくりの進め方、いわゆるスタイルの転換にも力を注いできました。過去の密室型の運営を改め、積極的な情報公開による透明性の確保と、市民参加と協働による政策決定とその実現に取り組んでまいりました。その結果、ご質問でもご指摘いただきましたように、ある程度の成果は上げられたものと考えております。これも市民及び議員の皆様方のご理解とご協力、あわせて職員が一丸となった働きによるものと心から感謝をしております。

ご指摘のとおり、速やかな改善、改革が求められている課題はまだ多くあります。一方、任期満了までもまだ7カ月余りあります。ご評価とご期待に心より感謝をしつつ、そのご期待に一層おこたえできるよう、あと数カ月実績を積み上げた上で最終的な判断をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

改めて、ご質問に感謝しつつ、三和議員の代表質問へのお答えとさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（田中良隆君） 教育長

○教育長（南出儀一郎君） 教育関係に関するご質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

最初に、不登校に関するご質問についてですが、昨年度の本市における年間30日以上の不登校児童・生徒数は、小学校で9名、中学校で55名、小・中学校64名であり、平成20年度をピークに減少をしております。今年度も、全体としては減少傾向にあるととらえております。しかし、全国や滋賀県と比較しますと不登校の割合は高く、今後も生徒指導上の最重要課題として認識をしております。次年度の不登校対策といたしましては、まず家庭との連携強化、それとそれぞれの児童生徒に対してアセスメント（見立て）とプランニング（手だて）を行い、別室登校や放課後登校、あるいは適応指導教室の利用等によ

り、教室復帰を目指して、組織的な取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、学校の組織的な取り組みを助けるためには、市費支弁によるオアシス相談員を小学校3名、中学校3名、6名配置をいたします。また、県費負担による加配教員やスクールカウンセラーを活用して、校内体制の強化を図っていく予定でございます。さらに、小・中学校や適応指導教室を初め、関係機関の一層の連携強化を図っていきます。その中で、情報の共有化、効果的な対応方法の浸透を図りながら、1人でも多くの教室復帰を実現したいと考えております。

次に、中学校保健体育科に関してのご質問の第1点目のご質問についてお答えをいたします。次年度からの学習指導要領の改訂に伴いまして、1・2年生で武道が必須化となりますが、本市では選択種目である現行の学習指導要領でも柔道の授業を実施してきており、継続した取り組みを進めるために柔道の授業を選択したところです。

第2点目のご質問についてですが、市内3中学校では、今年度、既に柔道、ダンスともに授業を実施しており、次年度の指導に関して大きな問題はないと認識をしております。また、担当教員は実技講習会等の研修に参加するなど、十分に準備をしているところであります。

次に、第3点目のご質問についてですが、柔道の指導に際しましては、財団法人全日本柔道連盟が作成をしている安全対策の手引きなどを参考にしながら、生徒の安全を期した取り組みを進めてまいります。特に、授業前に生徒の健康状態について把握するとともに指導中の体調の変化等に気を配ること、指導に当たっては生徒の技能の段階に応じた指導とすること、特に初心者を受け身を安全にできるよう指導を行うこと、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること、事故発生時の応急処置や連絡体制など対処法の確認と関係者への周知を徹底すること、以上の4点について取り組みを進めていきます。

ところで、体育の指導や部活動の指導に当たりましては、安全に配慮をいたしてまいりましても、時にはけがや事故が発生をすることがございます。ほかの運動でも負傷する生徒がおりますが、現在、柔道だけがその危険性を問題視されているようにも思われ、そのために指導が委縮するようなことは避けなければなりません。今後も武道のよさである伝統や礼節を重んじる態度の育成を目指して、安全に十分配慮をしながら指導を行っていきたいと考えております。

第4点目の質問でございますが、年間指導計画では、3中学校とも柔道の授業時数は1学年につき7時間から10時間を予定しております。10時間以下の授業時数で習得でき

る技は、学年によって差はありますが、受け身と立ち技やかため技が1つ習得できる程度だろうと考えます。したがって、乱取りや試合といった授業内容は難しいと思われませんが、生徒の興味関心を高めるために、かため技限定の乱取りや試合については工夫次第で実施可能とも考えます。

次に、第5点目の質問についてですが、中主中学校と野洲中学校には格技場が整っております。野洲北中学校には格技場がないため、現在は特別教室に畳を敷いて格技室として使用しておりますが、来年度以降、新しく格技場を整える予定でございます。用具につきましては、受け身練習用のセーフティーマットをそろえるなどの整備を行っております。

第6点目のご質問についてですが、柔道着については、個人が身につけるものであることから、基本的には保護者負担をお願いしております。ただし、要保護及び準要保護の生徒につきましては、就学援助費で対応をしているところです。

第7点目のご質問ですが、学習の評価につきましては、1つ目に関心・意欲・態度、2つ目に思考判断、3つ目に技能、4つ目に知識理解、この4つの観点をポイントにして、学習の評価の設定をして実施しておるところでございます。柔道やダンスにつきましても他の運動単位と同じように、評価のポイントを明確にすることによりまして、適切に評価できるものと考えております。

次に、教育研究所についてのご質問でございますが、教育研究所につきまして2点についてお尋ねですが、関連深いことから、まとめてお答えをさせていただきたいと思っております。

本市教育研究所の使命につきましては、学校教育の充実に資することであると考えます。現在、教育研究所の署員については、小・中学校の教員または経験者であり、それぞれの能力や経験を生かしながら、学習指導の改善に関します調査研究事業や、教職員の資質、能力の向上を目指す研修事業等に努めまして、学校教育の充実に努めているところでございます。本研究所の課題につきましては、教育に関する相談の充実に努めるため、相談しやすい環境を整えることであるととらえておりますが、このことについては三和議員からスペースの縮小に関してご心配をいただきまして、ありがとうございます。確かに、スペースが十分でなく、教育に関する相談等については不便な状況ではございます。しかし、教育研究所に関する情報発信の充実や、教育研究所から各学校への出前相談の実施などに努めておりまして、業務遂行に支障を来すことがないように努力をしているところでございます。

以上、三和議員による代表質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） それでは、私のほうから起債シミュレーションに関しまし
すご質問にお答えをしていきたいと思ます。

まず、起債シミュレーションの平成23年度と24年度の積算上の違いの内訳といたしまし
ましては、公共用地先行取得等事業債で8.4億円、幼保一体化関連事業で20.3億円、
雨水対策事業で1億円、篠原駅周辺都市基盤整備事業で4.3億円、新クリーンセンター
整備で1.6億円、小・中学校の耐震化で1.5億円、幼稚園・小学校の増築で4.9億
円、野洲北中学校の武道場で1億円、幼・小・中の空調整備で4.4億円、臨時財政対策
債5年分で8.3億円、その他の事業及び繰越し事業等の要因などで9.4億円ござ
います。昨年度の作成時点では事業費計画が定まっていなかったり、借入計画額と実績額
との差、また繰越による借入年度のずれなど、さまざまな要因が重なっているものでござ
います。

次に、将来見通しにつきましては、現在計画に上がっている重点事業につきましては、
当然シミュレーションに参入し、お示しをしております。今後も、主要施策の把握に努め
将来の財政運営に支障を来さないよう、十分な配慮をしまいたいというふうに考えて
おります。

次に、シミュレーションの精度につきましては、先ほども触れましたとおり、さまざま
な要因により左右され、常に変動が伴うものでありますが、主要施策の把握が重要なポ
イントになると考えております。今後も、この点に留意し、精度をより一層高めてま
いとと考えております。

以上、三和議員による代表質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） まず、財政関係の起債残高シミュレーションについてです
けども、事業計画が定まらない中でのシミュレーションですから、多少の乖離は、これは
当然であるというふうには承知いたしております。22、23年度のこれ、資料を見
ながら、このシミュレーションのことをお尋ねしてるんですけども、今まで残高が減
り続けますよというのが、これが22、23年度のシミュレーションですね。24年度
は、一転して、今度はふえ続けますよという、こういうシミュレーションになって
おります。ですから、28年度の残高が、これ22、23年度提示のシミュレーション
平均残高と24年度の提示の残高では、約4年間におよそ70億円の乖離が生じて
いるシミュレーションでは、ち

よっと精度や、この整合性に疑問があるなというふうに感じます。私は、このシミュレーションの精度の手法として、主要事業のシステムを早期に示していただくことをまず求めておきたいと思います。

もう一つ、残高が減り続けますよと言いながら、今度はふえ続けますよというシミュレーションになったのかという、70億円もの乖離が生じた根拠をお示し願いたいというふうに通告書では出してたんですが、ちょっと理解しにくい部分がありましたので、再度詳しく、またご答弁お願いできますでしょうか。

市政運営に関しての自治体クラウドについてですけども、これは今お聞きしましたら、研究をしていくというような答弁でございました。ぜひ導入に向けて前向きな調査、そして研究されることを期待いたしております。

教育関係の不登校児童・生徒については、ただいま教育長のほうから関係機関との一層の連携強化を図るというふうにありました。ここでちょっと気になるのが、関係機関との一層の連携ということも、これは十分充実してきておられるということは承知いたしておりますけども、一市民が子どものほうから、もうちょっと学校に行くのが嫌になったという、これはつい最近2人の子どもさんから私は相談を受けたんですけども、たまたまお昼に食事することがあって「学校はおもしろい？」と聞いたら、「いや、ちょっともう学校行きたくない」と、「じゃ、先生は御存じなの」と聞いたら、「いや、先生には伝えていない」と。こういうような子どもさんが現実に目の前で私はお聞きしましたので、多分、一市民の方が聞かれたときに、そういう窓口がどこにあるのか、即学校に行ってしまうのも、これは一市民ではなかなか難しいと思います。そういう窓口をちょっと考えていただけたらなというふうに思います。

柔道授業に関してですけども、今、報道等でしかまだ現実的には理解していないんですけど、事故発生時に体育館からどのような対応。もし事故が起きたときに、どのような対応をするのか。例えば、先生方が電話を持っておられるのかどうか。その先生方が、事故が起きた場合、電話で即職員室のほうに連絡するのかどうか。そういうことなんかも親としては知っておきたいなど、あってはならないことですので、まずその辺を明確にしておいていただきたいなというふうに思います。今、養護教員さんがおられますけども、この養護教員さんのこのときの対応というのが、先生方はかなりもう皆さん出ておられるので、職員室のほうには養護教員さんがおられると思います。その養護教員さんの対応というのがどのようになるのか、そこもお聞きしておきたいと思います。

今、社会教育のほうに道場を開放してますよね。そうしますと、3中学校で畳の傷みぐあいというのが差が出てくると思います。その辺のことはどのようにお考えいただいているのか、お聞きしておきたいと思います。

もう一つ、教育研究所なんですけども、規則第2条の5、ここに関する相談及び指導とあります。時として、個室で先生方の悩み、教育相談を受ける部屋が私は必要だというふうに思います。現状では、プライバシーも守られていない状況ではないかというふうに思います。やはり小さくとも独立した部屋の確保、これが必要だと思います。今、庁舎を見ていると、会議室もないとかそういう状況ではありますけども、やはり学校、子どもたちの人間形成の一番基本となる分野においては、しっかりした施設整備が必要だというふうに思います。

この規則の中に、教育に関する図書その他資料の収集とあります。また、教育に関する各種資料の作成とありますが、このことを考慮すれば、図書資料の保管や各種資料作成の工房室、スペースも必要ではないかというふうに思います。分庁舎に教育研究所がありましたときには、これらのことはすべてあったと思います。私も何回も教育研究所のほうには、分庁舎の折には伺いました。やはり工房室を見ていると、先生方の資料等、そこで先生方がいろいろなことを話し合っているふうで、そういうことなんかも見ておりましたが、残念ながら、こちらに移動してから、そういう風景は全く見られないんですね。そのようなのが今どようになっているのか。何か後退してるんじゃないかなというふうに感じました。ですから、今、教育長は出前のほうで頑張っているということを言われましたけども、やはり先生方に出向いていただくという両者があってこそ初めて子どもたちに還元できるものですから、そのところは本当に真剣に、庁舎内に部屋がない、会議室がないというのは十分承知してはおりますが、大人が知恵を出せば、そのようなことはできるというふうに思いますが、教育長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 三和議員の代表質問のうち、起債のシミュレーションに係る再質問にお答えをいたします。

まず、一般的に長期のシミュレーションは出さないのですが、できるだけ情報開示ということで、22年から出しております。その差というのは、当然何を入れるかという起債ですから、起債で一定の熟度に達した事業の見通しを入れ込んでいくわけです。ですから、前回、過去にはその時点で明らかになっていたもの。今回は、同じ基準で起債で見込

みがあるものを入れてます。

もう一度細かいことは部長が答えますけども、一応答えになっていたと思うんですが、前回から今回ふえたのは何かと言ったら、駅前の土地を買うということは、その時点では想定してませんでした。1年ちょっと前に、買わないかと来て、買いました。これは今のお金で買うんじゃないしに、先行取得債を入れてます。12億5,000万ですが、丸々起債してませんので8億、9億です。それと、夏が暑かった。エアコンを入れるべきだといふので、エアコンを入れてます。これで4億ぐらい。その他、もう一度繰り返しますけども、積み上げると数十億になります。それと、拾い上げられてない細かい1億単位です。それと、大きな方針としましては、財政が厳しいんですが、どこかの自治体みたいに厳しいからお財布を締めるのではなく、現在、将来の地域の安全と発展のために可能な限りの借金はしていこうと。借金は借金じゃないに生きる資産、毎日これから市民が安全に安心して豊かに使えるわけです。財政規律でも言いましたように、使わなくて、職員が草刈りに行かんといかんので持ってる財産、かつ毎年何千億と予算を返してます。そんなものは絶対だめですが、明日から生きる資産の借金は、これは健全な借金ですから、そこもきちっとご理解をいただきたいなというふうに考えております。

それと、先ほどあえて触れませんでしたけど、昨年お示ししました裏借金、今年度の返済額で、ちょっと今資料を持ってませんが、大体7億5,000万だと思ってます。これが低減して行って、平成30年の頭にはなくなります。民間への巨大な土地の提供の返済ですね。今度、全員協議会でお示ししようと思ってますけども、その1つだけでも今年度の返済額は、起債じゃないんですね、県からの任意の貸付金、これ1件でことし6,500万を超えています。これが順番になくなっていったときの市の財政負担は軽くなります。あと、工業振興助成金。これもその中に入ってますが、毎年5,000万も返しているわけですね。これも、ある時点でなくなります。だから、そういう全体の中で市の負担がどうなるかという中で、今ぎりぎり運営しているということでもあります。70億に足したらなるかどうかは別として、先ほど前回と今回の見通しの違いは本部長がお答えしたと思いますが、もう一度ちょっと答弁をいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 三和議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の不登校の相談をしたいという子どもさんへの対応でございますが、窓

口は幾つかあるわけですが、まず一番大事なことは、子どもさんがそういった悩みを抱えたときに、やはり学校の担任なり先生なり、学校へ相談をしていただくという、そういう子どもと学校、子どもと保護者さんとの信頼関係、これがやっぱり構築されているということが、これはもう大原則でございますし、一番大事なことだろうと思います。そういうような点で、この子どもさんが学校へは言わないということにつきましては、これからも学校のほうへ指導を徹底していきたいと思いますが、学校あるいはふれあい教育相談センター、あるいは守山、野洲の少年センターとかですね。そういったところには窓口がございますので、そういったこの機関へ行っていただいても、それぞれが連携を取り合っておりますので、そういった形で関係機関との連携という形で申し上げさせていただいたところでございます。

第2点目の、体育館等で柔道をしていたときの事故が起こったときの体育館からの対応でございますが、これは柔道だけじゃございませんでして、体育館でいろんな体育の授業もございませし、運動場でもいろんな授業がございませ。そのときには、中学生でございますので、具体的には事故が起これば、まずは生徒のところへは担任の指導教諭がきちっとつきまして、そして生徒に、すぐに職員室なり、養護教員が連絡をとるということが、中学校では可能なことだろうと考えております。それは柔道だけに限らず、体育の指導中、あるいはほかの授業中でも事故が起こることは十分考えられますので、各学校でそういったことについては緊急連絡体制をしておるところでもございます。

3点目の道場の開放等を行っておるところでございますが、畳の傷みぐあいなどに差があるんじゃないか、そのときにどういった対応をとるというご質問でございますが、これは学校の備品管理ということで、学校長のほうから予算要求なり、あるいは畳の状況については教育委員会のほうに相談をいただきまして、教育委員会のほうで対応をさせていただきたいと思っております。

4点目の教育研究所の相談指導業務、先生たちの悩みを相談していくとか、あるいは資料収集とか作成の業務というのがあるわけですが、それについての部屋の確保が今のところではスペース的に狭いのではないかと、こういったご質問でございます。分庁舎のほうからこちらへ統合されましたので、当然のことながら、それぞれの部署がお互いに助け合いながら、全体の全庁舎の場所を使って業務をしているところでもございます。三和議員のご心配いただいていることはよくわかるわけですが、あればあるだけ、そういうような理想的なことになれば、これはありがたいと思いますが、私たち教

育研究所といたしましては、現在のところで何とか工夫をしながら、知恵を出しながら、相談業務なり、あるいは資料収集なりを続けていきたいと、このように考えておりますが。将来的には、どこかいいところがないかということは十分検討をしていきたいと、このように考えております。

以上、質問に答えさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 政策調整部長。

○政策調整部長（東郷達雄君） 三和議員の再質問のうちの、起債シミュレーションにつきましてのご質問にお答えをしたいと思います。

2点ございましたが、まず1点目に主要事業のシステムとおっしゃいました、多分主要事業を把握するシステムを確立すればというようなご意見だと思うんですけども、毎年予算編成前に、これからの地域財政見通しの改訂版をつくっていかうと、内容が刻々と変わってまいりますので、そういう考えをしておりますので、その中で再度、主要事業の把握に努めていきたいというふうに思っております。

次に、2点目の積算の違いの根拠をもう一度というご質問でございます。まず、違いとなる主な内訳は先ほどご答弁申し上げましたとおりでございます。そして、数値的には、三和議員のほうは、21年度作成のものと22年度作成のものを平均されて、それが23年度と比較しますと70億円の差ですと。もう少し具体的に言いますと、22年2月作成のもの、23年2月作成のものを平均された数値と、24年2月に作成したものとの比較で、70億円違うというふうにおっしゃって質問されておられます。この2つの年度の作成されたものを平均するという方法よりも、我々は23年2月作成の数値と24年2月作成の数値を比較したほうが正確であるという考えのもとに、試算をしてみました。中身を確認してみました。その結果、先ほど申し上げました内容になるんですけども、合計しますと65億円ということになっておりますので、その根拠になりますところが少し違いますので、5億円の乖離があるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（田中良隆君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 教育長、済みせんけど。やはり教育研究所のあのスペースでは、はっきり言って何にもできないと思います。行ってもすごく息苦しい。先生方の悩みが来て来たときに「じゃ、どこかの部屋行きましょう」とか、そういうまた違う方向に向けるんじゃないかと、来たらさっと受けられるような、やはりそういうお部屋が必要だというふうに思いますので、そこは真剣に前向きに考えていっていただきたいというふうに思い

ます。

最後に、市長選でございますけども、今の答弁の中に7カ月あると。一層市政に取り組み最終的に判断をしますということですが、最終的というのはいつごろなのでしょう。最後に、お伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 三和議員の再々質問で、市長選の問いかけにお答えをいたします。

先ほども申し上げました、数カ月と言ってます。なぜかと言いますと、1つはクリーンセンターも地域の了解をいただきまして、承諾書をいただいておりますが、今基本協定といえますか、地域と協定を結ぼうと思ってます。やはり、それが結ばれない限り安心ができませんし。あと、野洲病院も1回目を開いただけで、本当に大きな課題だと思ってます。絵をかいて病院ができるものと違いまして、今の野洲病院に支援している借金、損失補償ですね、多分これも金融機関といろいろやりとりをしないといけないと思ってます。そういったことのもう少しめどを立てないと。人間で言いますと、口の中に物をくわえてかんでる最中に、もう一回口あけて「はい、食べましょう」と言うと、入ってるものが落ちてしまいますので。そういう意味で、もう数カ月はそういった作業をし終えた上でないと自分も納得できませんし、恐らく三和議員は温かい思いで早く答えをとっていただいて、これは感謝いたしますけれども、一般の市民から見ていただきますと、そういう課題をまだ口にくわえた中で口をあけるのかということもあるかなと思いますので、数カ月というのは半年以内ということだと思しますので、数カ月ということでお時間をいただければありがたいと思ってます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 暫時休憩いたします。

再開は、2時20分といたします。

（午後 2時07分 休憩）

（午後 2時20分 再開）

○議長（田中良隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党野洲市議会議員団、第13番、野並享子君。

○13番（野並享子君） 代表質問をさせていただきます。

まず第1点、野田政権の税と社会保障についての見解を求めたいと思います。

1つ、民主党野田内閣の社会保障と税の一体改革についての見解をお尋ねいたします。

①財政危機と言われるが、無駄遣いと富裕層への減税を行ってきたのでは、解決しないと思います。

②社会保障を切り捨てと一体に消費税の増税がリンクされた大增税案であります。消費税は、所得の低い人ほど重税になる不公平税制であり、消費税を10%で13兆円、年金の引き下げや医療や介護保険の引き上げなどで、年間20兆円の負担増になります。一体改革どころか経済は冷え込み、税収は落ち込み、暮らしも経済も財政も壊す改悪だと考えます。市長の見解を求めたいと思います。

③野洲市でも、消費税が10%になれば大きな影響が出ると思います。物件費や需用費その他、消費税の負担額は幾らになるのか、ご答弁をお願いします。

2点目は、社会保障充実と財政危機打開のための日本共産党が提言を発表いたしました。その中で、①第1段階として、無駄の一掃で3兆5,000億円、例えば富裕税で5,000億から7,000億、為替投機課税で6,000億円、環境税で7,000億円などを導入し、富裕層・大企業への応分の負担を行って、8兆円から10兆円の財源を確保する。この財源で、医療費の窓口負担を子どもは無料、現役は2割、高齢者は1割にしていく。年金を自動的に削減する制度を廃止し、年金が下がらない、信頼できる制度にしていく。特養や保育所の待機者をゼロにする。

②第2段階は、所得や資産に応じた応能負担の原則で、累進的に1.5%から15%の税を上乗せ、6兆円の財源を確保していく。消費税の大增でなく、雇用や家計の所得を守る経済政策を進め、国民の所得をふやしていく内需主導で、民主的な経済改革を進め、最低補償年金の確立をし、低年金や無年金者をなくしていく。イギリス並に医療費の窓口負担をゼロにする。ドイツ並に介護保険の利用料をゼロにする。

③正規雇用が当たり前の社会をつくっていく。雇用の7割を支える中小企業の本格的な振興策を行う。食糧自給率を引き上げる。原発から自然エネルギーへの転換を図っていく。安心の子育て社会をつくっていくなどの提言を出しましたが、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

3点目、金持ち減税を見直し、所得税、住民税、相続税の最高税率を引き上げる提案を出しております。所得税、住民税を合わせた過去の最高税率は75%です。現在は50%であり、それを1998年の水準の所得税、住民税を合わせた65%の税率の水準に戻す。また、相続税も、昭和62年以前は5億円を超えた最高税率75%でしたが、現在は50%であり、2002年の水準の20億円を超える最高税率70%に戻していく。証券優遇税

制で、現在10%になっている株の配当・譲渡所得税をもとの30%に戻すなど、金持ち減税を見直していく。これらに戻していけば、野洲では幾らの税が確保できるのか、お尋ねいたします。

また、法人税1兆4,000億円の減税を今出しております。野洲市では、これは一体幾らになるのか、お尋ねいたします。

次に、内需拡大のための施策についてお尋ねいたします。野洲市の最低時間給が750円であり、1日8時間で6,000円、20日で12万円、年間144万円であり、これでは生活保護ぎりぎりのワーキングプアとなってしまいます。最低賃金を1,000円にすべきであります。野洲市の職員の状況、正規職員、臨時、嘱託の人数と割合をお尋ねします。

また、人件費、時給1,000円にすれば幾らになるのかもお尋ねいたします。

②公契約条例の制定について。公共工事や業務委託の受注業者と契約を結び、そこで働く人の最低賃金を保障することを行い、官制ワーキングプアをつくらない状況が必要だと考えますが、見解を求めます。

次に、市予算のあり方について質問をいたします。

評価すべきこととしては、旧中主町分庁舎を改修し、情報交流会館にし、図書館の分館を移し、また商工会や工業会、文化体育関係の団体などが活用できる施設にする予算9,708万円が組まれたこと。また、コミュニティバスの中コースをふやし、乗継料金券の発行で便利に改善されたこと。また、議会中継のインターネット配信事業に454万円の予算計上。放課後子ども教室を廃止し、学童保育の増設により、対象者を6年生まで拡大されたこと。B&Gの温水プールを改修し、再開されたこと。全小・中学校の耐震化を進められたことなど、市民の声に答えられる内容があり、評価できます。来年度予算において検討が必要な問題もあります。さらに、これまでから問題にしてきたことについても、改めて質問をいたします。

まず、第1点目、昨年10月の予算編成方針や中期財政見通しで、集中改革プランで年間6億3,400万円の削減を行い、最悪の危機は乗り越えられたと記載されています。また、東日本大震災や円高で、企業の業績の悪化や個人所得の低下、消費の減速で、収入の確保に危惧ということも出されています。集中改革プランで30項目は検討されましたが、それ以外に削減したものでも復活すべき内容があると考えますが、検討はされないのでしょうか。例えば、循環バスの有料化で低所得者、生活保護受給者などは外出回数が減

ったと聞きます。高齢者に対する無料化などについての見解を求めたいと思います。

2点目、中期財政見通しで、24年度4億6,500万、25年度5億円、26年度3億7,000万円、27年度8億1,000万円、28年度も8億3,200万円の歳入不足と、不安をあおるようなグラフになっています。24年度から27年度は幼保一元化によるこども園の建設、クリーンセンターの整備など、大規模な建設があります。平成24年1月に総務省が出した、平成24年度財政計画の概要では、緊急防災、減災事業の全国分として6,329億円が計上されております。クリーンセンターは無理にしても、こども園の建設は耐震をするのではなく、老朽による建てかえを選択したのであって、この条件をクリアしているのではないかと考えますが、これらを活用し、一般会計からの繰り出しを抑え、歳入不足にならないようにすべきではないかと思えます。見解を求めます。

次に、政府の社会保障改革と連動した内容について、質問いたします。

第1点目として、子ども子育て新システムについて、野洲市の考え方をお尋ねいたします。

①平成25年度をめどに、公的措置から直接契約にしていく。市は保育認定だけを行い、入所は各個人が行うことに法律を変えます。24年度通常国会に法案提出となっています。保育の公的責任を放棄するということになると思いますが、市の見解を求めます。

②現在でも、北野保育園の3歳未満児は、希望しても定員オーバーで入れない状況であり、第2、第3希望の保育園に入所している状況ではありますが、このあっせんは行政が行っています。この状況から新システムになった場合、あっせんは行政が行うのか、各個人が保育園を訪ね歩くことになるのか、見解を求めます。

③野洲市の場合、私立園も公立園も市に保育料は納付され、私立園には、運営委託料として市から支払ってきましたが、新システムになれば保育料は市に納付するのではなく、こども園に納付することになり、私立の場合はどのような保育料のシステムになるのか、お尋ねいたします。

④時間単位の保育と保育料になり、保育でなく託児所状況になると思います。モザイク状況の保育では、園児の安全確保、保育計画に沿った保育や行事の準備などに支障を来すと思います。また、保育士も時間単位のパート化が進み、保育の質の低下になると思いますが、見解を求めます。

2点目、国保の運営に関して、お尋ねいたします。①定率国庫負担を給付費の34%から32%に、都道府県調整交付金を7%から9%にして、都道府県単位の国保運営にする

計画、昨年12月20日に厚生労働大臣、総務大臣、財務大臣、官房長官の4大臣が27年から実施することで合意しました。保険財政共同安定化事業の対象を現在の30万円から1円以上に拡大することで、全医療が都道府県単位になると思います。滋賀県は、23年度から30万円を20万円に引き下げています。広域化しても、高過ぎる国保税が引き下がるわけではなく、問題の解決にはならない。国庫負担の増額以外に解決の道はないと考えますが、政府の方向に対しての見解を求めます。

②差し押さえの急増が全国的にあります。野洲では、滞納している所得階層、また差し押さえ件数、不動産、給与とか。そして、現金化したのは幾らになっているのか。滞納者は減っているのかをお尋ねいたします。

③資格証明書しか持っていない人が、手遅れで死亡するケースがふえています。すべての方に保険証を交付すべきであると思います。見解を求めます。

④一般会計からの繰り入れで、保険税の引き下げをして払える保険税にすべきですが、見解を求めます。

次に、同和行政の終了を質問いたします。

①2015年度までにどのように同和事業を終了するのか。岡山県津山市では、部落差別はおおむねなくなったとして、一切の同和事業をなくし、人権に名を借りた同和研修・啓発も全くやめて、10年になります。お隣の近江八幡市でも同和事業は終了されました。同和対策の特別措置法は2002年3月31日に失効し、事業を行う法的な根拠がなくなりましたが、野洲市では引き続き事業を継続するために、2004年10月に野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例を施行し、その後の2006年3月に策定した、野洲市同和対策基本計画・実施計画、5カ年計画に基づいて継続されています。2011年3月の資料では、前年に比べ63事業と、33事業はなくなっていますが、2016年度以降の第3次計画を策定するため、市民意識調査も引き続き必要と計画がされています。同和行政を終了するどころか、人権に名を借りた事業の継続を図ろうとしています。

そうした中ですが、ことし9月の同和対策審議会の資料では、個人施策の固定資産税の減免は平成26年、保育料の減免は26年、自動車運転免許取得は27年、そういった廃止するというようなことが出されております。公営住宅の入居も24年度から一般施策化、老人福祉費の助成も平成25年で一般施策化、同和促進協議会も27年で解散ということで、終了のための努力が払われており、行政と地区住民の方々の自立に向けた行動を嬉しく思います。しかし、多くの事業は継続となっている中、2015年度までに事業をどの

ようにやめていくのか、明らかにされたい。

②補助金のあり方として。団体補助として、同和事業促進協議会に80万円を出しています。行政が主体性を持って事業を行ってれば必要のない補助金であります。また、子ども会、保護者会、老人会、婦人会、青年育成などに30万円余りの補助をしています。市内の自治会では、自治会費から子ども会や老人会などに補助が行われており、自立を求めためにも計画的に縮小が必要と考えます。また、集会参加の負担金や参加費も15万円など出されていますが、運動団体が主催する集会であり、みずからの費用で参加すべきであり、計画的に縮小すべきと考えます。行政の主体的な方針がゆがめられる、びわこ南部地域実行委員会から脱退をすべきだと思いますが、見解を求めます。

③押しつけ啓発について。コミュニティセンターを使用する団体やサークルに、人権啓発と称して、年1回から2回の人権学習が義務づけられています。学習のテーマは、人権教育課所有のビデオなどを使い、出された意見などの報告が義務づけられています。また自治会やPTA、企業などでも同様に義務づけられています。このような押しつけ啓発はやめるべきであり、見解を求めます。

④人権条例を廃止し、同和行政は終結すべきです。隣保館事業もやめるべきですが、見解を求めます。

次に、新病院のあり方についてお尋ねいたします。

平成23年4月、野洲病院から新病院基本構想2010が市に提出され、今後の野洲市における地域医療をどうするのか検討が必要になりました。野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討会がつくられ、検討が重ねられ、2011年10月に提言が出されました。その提言を受けて、野洲病院の御上会と協議し、2012年1月に御上会に回答し、2月17日に第1回野洲市新病院整備可能性検討委員会が開催されました。今後、病院等の具体化や検討を行い、途中で市民懇談会を開催しながら、7月中旬に提言を出すことになっています。こうした中で、以下の点について見解を求めます。

①地域医療とは。地方自治体の役割で、市民の健康と命を守ることが位置づけされています。この観点に立って、旧野洲町時代から、財政的な支援をしながら中核的な病院を継続させることが行われてきました。この基本点について、市の考え方をお尋ねいたします。

②福祉と医療の連携について。あり方検討会の提言の結びで、「市民の健康は単に病院を整備し、医療サービスを充実するだけでは守れません。市の福祉政策の中で、介護や保険など様々な分野とのかかわりが大切」と書かれています。この件について、広島県の御調

町で、みつぎ総合病院が先進的な地域医療をしていて、1989年から病院に福祉部門を持っていき、医療と福祉を一元化し、寝たきりゼロを目指しておられ、野洲病院でも実施をと私は一般質問いたしました。そのとき、民間病院だからできないと言われました。現在の御調町は尾道市と合併していますが、公立みつぎ総合病院として存在しており、地域包括ケアシステムの構築及び住民のための病院づくりを理念に運営されており、黒字経営となっています。今後、地域包括支援センターを野洲市で3カ所設置する予定であり、新病院が公立病院として存在するなら、福祉部門と医療部門を一元化して、公立みつぎ総合病院のような取り組みが可能となりますが、見解をお尋ねいたします。

③待つ医療でなく、出前、出かける医療について。みつぎ総合病院は、365日、24時間のケア体制があり、ハイテク在宅医療（人口呼吸器装着、中心静脈栄養）などが可能になり、入院治療でなく在宅治療で、医療費の伸び率も鈍化しています。また、在宅での看とりもされ、退院後のフォローもされています。予防についても、住民の要望に応じてテーマを決め、健康づくりの集会を夜間に行い、医師、薬剤師、療養士、栄養士、歯科医師、歯科衛生士さんなどが参加をしています。予防も医療も、待つ体制から出かける体制にしています。出かける医療についての見解を求めます。また、野洲市内で開業している医師で、往診や看とりは何人の医師が対応し、全体の何%か、お尋ねいたします。

③開業医との連携について。野洲市でも、野洲病院では、開業医との連携が行われており、手術を初め、入院のベッドを確保しています。みつぎ総合病院でも同様に、開業医から入院依頼があれば受け入れ、その後、在宅になれば地域の医院にお願いをしていることや、施設に入所された場合、主治医の先生に訪問もしてもらうなど、いつでもどこでも安心できる状況をつくっておられます。このような連携は野洲市新病院整備でも生かされるのか、見解を求めます。

次に、見守り体制について。

先日、60代の両親と30代の息子が餓死という報道がありました。1円玉数個と飴玉だけで、冷蔵庫も空っぽ、2カ月だれも気付かなかった。電気、ガスがとめられ、家賃も滞納していました。無縁社会と言われますが、公共料金を滞納しているということは、何かがあるはずですが、だれも気づかなかったのではなく、行政と連絡をとり合う人間としての心配りが求められるのではないのでしょうか。

また、札幌市では、40代の姉妹が亡くなられています。姉は病死、妹は凍死。生活保護の相談に行ったことがあると書かれています。行政の窓口は、来られた方に対して、そ

の後どうなっているのかの気遣いはなかったのでしょうか。

23日の記事では、また、東京で40代の母病死、障害児の4歳の子どもが衰弱死、死後一、二カ月。母親が亡くなっても、すぐに子どもが衰弱死するわけではありません。無職の母親が保育園を辞退されてから、月1回の紙おむつを届けられることが唯一の接点でしたが、月1回では安否確認には有効でないことも明らかです。

野洲市では、このような場合の見守る体制があるのでしょうか。ないなら、必要ではないのでしょうか。ひとり暮らしの高齢者もふえています。見解をお尋ねいたします。

次に、駅前開発について質問いたします。

アサヒビールの土地を12億5,000万円で購入し、2年かけて、どのような開発をするのか検討することになっています。貴重な公有地であり、景観条例とも連動した、駅前にふさわしいものとなるように、禍根を残さない開発が必要であります。また、北口についても、陸橋などの構造物は、つくれば50年は存在するものであり、朝のラッシュ時にだけ利用するようなものについては慎重な対応が必要と考えます。

①アサヒビール跡地の開発について、検討委員会の立ち上げと、メンバーについての見解をお尋ねいたします。また、周辺住民を巻き込んだ協議会の設置が必要ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

②JR北口周辺について。ことしからロータリーの改修計画が協議される状況ですが、竹生の開発や市三宅の市街地開発などが予想されることと、守山市からの通勤客の増大などで、北口の自動車の乗り入れがふえることが予想されます。抜本的には、ロータリーの拡張が必要ではないかと考えますが、見解をお尋ねいたします。当面は、歩道の拡幅とシェルターの設置と、企業の送迎車は歩道からの乗降にする改善、また自家用車の乗降場所の設置が必要ではないかと考えますが、見解を求めます。

次に、商工行政についてお尋ねいたします。

平成24年1月に商工振興指針が出されました。行政が机上の論議でつくったのではなく、商工業者が現状や課題、具体的な事業など、わかりやすく実現していける具体策がまとめられており、大いに希望を持ちました。商工業者の意気込みも感じられました。指針の8ページの具体的に行う10事業についても、一目でわかり、企業と市民と行政の連携が成功するなら大きく広がり、野洲市が活性化すると感じました、あとはアピールの仕方だと思います。そこで、3者の連携が身を結ぶ提案をしたいと思います。

①マップづくりも更新をしなければと思います。先日、三上山登山の方がガイドマップ

を持って、現在地を確かめておられました。三上交差点のローソン、妙光寺の交差点のセブンイレブンなど、目印のお店などが変われば変えていくことが必要ではないかと考えますが、見解を求めます。

② レンタルサイクルシステムは、行動範囲が広がり便利だと思います。乗り捨てができるシステムはルールが必要ではないかと思いますが、見解を求めます。

③ ビワマスを使用した伝統食について、もっとアピールをする必要があると思います。昨年、家棟川エコ遊覧船に乗船し、漁師料理をいただきました。ビワマスのおつくりはびっくりするぐらいおいしかったし、アユの煮物も柔らかくてびっくりしましたし、一度経験すればまた食べたくなります。琵琶湖の漁師料理はブランド化できると思います。まず市民が知ることだと思いますが、自治会、サークルなどの企画の中に入れてもらうことが必要ですが、見解を求めます。

④ マイアミ浜などでのマリンスポーツが常時体験できるというのは、若者や子ども連れの若い方々に喜ばれると思います。事故に気をつけて、指導者などの体制が必要と思いますが、どのようなことを考えておられるのか、見解をお伺いします。

最後に、教育行政について、お尋ねいたします。

① 大阪府教育基本条例についての見解を求めます。府立高校の教育目標は知事が決める。校長の任用の基準はマネジメント能力の高さで決める。校長による教職員の相対評価制度で5%最下位のD評価を2年連続受けた者が、研修を受けても改善されなければ、免職または解任。日の丸、君が代、起立斉唱しなければ訓告とか厳重注意でなく、免職という強制。学力テストの公表で、子どもたちの学校間競争をあおる。公立高校の学区制を廃止し、府下全域通学。高校の入学希望が2年連続定員を割れば廃校にするなど、現行の教育基本法や地方教育行政法や地方公務員法、教育公務員特例法、学校教育法施行規則、憲法など、様々なことに反している内容が多々あります。この基本条例について教育長の見解を求めます。

② 中学校で男女ともに必修科目になる柔道やダンスについて、指導者の養成はできているのか、また小学校から英語の事業が導入されましたが、英会話ができる教師は配置できたのか、お尋ねいたします。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 日本共産党野洲市議団を代表しての野並議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、社会保障と税の一体改革についてのご質問につきましては、多数ご質問をいただいておりますが、見解でありますのでまとめてお答えをさせていただきます。

まず、消費税が10%になった場合の影響額についてであります。新年度予算の一般会計ベースで理論上の試算を行いますと、直接的な経費である物件費、維持補修費、普通建設事業費では、合わせて3億4,000万円程度になると見られます。一方、歳入面では流動的な要素が多分にありますが、地方消費税交付金への影響分としては、単純な計算上は2.2倍、23年度当初予算ベースで約8億4,000万円になります。

次に、消費税増税についての見解についてお答えをいたします。近年の日本の国家予算が当初予算で90兆円を超える中、そのうちの40数兆円という税収を超える大きな額が国債発行で賄われるようになっているとともに、借換債なども含めると170兆円強の国債が毎年発行される財政状況となっていること。さらに、国、地方、合わせて借金残高、すべてを含めると約1,200兆円あり、国民1人当たり900万円を超えるという深刻な状況を改善し、将来の財政破綻を回避しようとするために、消費税の増税方針が既定路線となっております。

消費税は、国民すべての消費、言い換えれば生活に課税されるため、安定財源として有効だという考え方が背景にあります。その反面として、すべての人の消費に対して同率の税率が課せられるため、一般的には、高所得者層に比べて、ご指摘のように、消費性向が高い低所得者に対する負担が相対的に高くなってしまおうという、いわゆる消費税の逆進性の問題があります。もちろん、軽減税率の導入などにより、逆進性の緩和をはかっていく対応は考えられますが、実際のところ、制度設計と運用には多くの課題が想定されます。

消費税は、現行の5%で10兆円前後の税収実績があることから、ご指摘のように、10%にすれば10数兆円が見込まれているところであります。また、これに加えて、あわせてご指摘のとおり、医療、介護の保険等の負担増も想定されます。このことは、私の施政方針の中でも、このようなつけ払い的な対応を続けると、保険残って市民なしとなる恐れがあります。今後、国レベルも含めて、真剣な対応が必要と考えていますとご説明申し上げていますが、同趣旨の考えかと思えます。

また、増税議論の最中に、これも既にお知らせしておりますように、早々と、市民税、県民税の均等割りの大幅な引き上げの法律改正がなされていることも、市民の不安感を募らせることと思えます。税の貴重さ、痛みに対する敏感さが重要であると考えております。今の一般的な議論は、消費税を上げて税収を確保し、現状の歳入欠陥を補うとともに、保

育、介護、年金など、将来の社会保障の充実を図ろうというのですが、議員ご指摘の問題意識と基本的に共通すると思いますが、これには幾つかの懸念があると考えております。

1つは、消費税率の引き上げに見合った税収が確保できるかどうかということです。今後、少子高齢化と人口の減少、さらには5%の物価上昇により、消費の縮小が見込まれるからであります。また、想定どおりの税収が確保できない場合、税率だけが上がって、社会保障の充実が実現できないのではないかとすることも考えられます。現状及び将来の財源不足と、それを放置した場合の財政破綻を回避しなければならないという認識は共有しつつも、その方策として、不足額を主に消費税の増税でいくというのも1つの方策ではありますが、一方、幾つかの選択肢があってしかるべきと考えます。そのような意味で、ご提言のように、無駄の一扫などの歳出削減とあわせて、例としての富裕税、為替投機課税、環境税などの新しい税の導入や、それを前提とした政策パッケージの提案もあり得るとは考えます。しかし、その具体的な内容に関しての評価となりますと、現在の私の情報力及び能力の限界を超えると、お答えせざるを得ません。

なお、現行の所得税、住民税、相続税の最高税率を上げた場合、野洲市では幾らの税を確保できるかのご質問につきましては、まず国税では税務署別の税収額は公表されていますが、自治体別には公表されておられません。また、直近の年度の税収額をお尋ね当時の税額に換算するのは、想定が複雑であり、算出が困難ですので、その点につきましてはご理解を賜りたいと考えております。

次に、2点目の、内需拡大のための施策についてのご質問にお答えします。

まず、最低賃金を1,000円にすることについて、お答えをいたします。職員構成につきましては、正規、嘱託、臨時の人数の割合は、正規が421人で46.4%、嘱託が189人で20.8%、臨時が298人で32.8%であります。また、時給1,000円以下の臨時職員の賃金を1,000円とした場合の試算については、次のとおりとなります。11月実績12月支払いの1か月の給料総額が約3,100万円、これを全員時給1,000円で計算すると約3,400万円となり、一月あたりの差額が約300万円となります。したがって、1年間では3,600万円の予算の上積みが必要となります。

次に、公契約条例の制定についてのご質問にお答えします。公契約条例は、公共事業の減少や一般競争入札等の採用により競争が激化したため、過度の低入札価格による落札が増加し、労働者の賃金の低下を招いている背景の中、公の機関が発注する工事や業務委託に従事する労働者に支払うべき賃金の最低基準を受注者等に義務づける条例であります。

本市といたしましては、憲法におきましては、賃金、就業時間、休憩、その他の勤務条件に関する基準は法令でこれを定めると規定されていること、また、その効力が一地方団体の区域に限定される条例によるものでないことから、現在のところ、公契約条例の制定については考えておりません。当然、被雇用者の立場からすると望ましい制度ではあると考えますけれども、今申し上げましたように法令の制約、また市場経済をゆがめる恐れもあるという観点からも、慎重に対応したいと考えております。

次に、3点目の市予算のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

まず、集中改革プランで、当分の間の措置としていました30項目以外の項目の復元につきましては、体質改善等の見直し項目として実施したものであり、プラン内容の維持を基本としております。検討が必要なものにつきましては、予算編成過程の中で、個別に判断をいたしました。

ご提案の、市内循環バスの高齢者および障害者に対する無料化につきましては、受益者負担の適正化の観点から、当初から有料化の方向で進めてきており、一方で、市民ニーズに見合ったご評価をいただきました路線の拡充、あるいは乗り継ぎの無料化等を実施しているところであります。また、低所得者や生活保護受給者への減免につきましても、必要な生活資金は公的扶助により賄われていることから、考えておりません。

次に、保育園の建てかえに伴う緊急防災・減災事業の適用につきましては、平成23年度の国の3号補正の取り扱いにおきましては、現有施設の耐震化が対象になっておりまして、建てかえは対象外となっていることから、本市の場合は適用できません。なお、平成24年度以後の本事業に係る地方債の取り扱いにつきましては、現時点では決まっておりません。また、特別交付税措置につきましては、平成23年度に限った措置であり、国の3号補正の基準日以後に新たに予算措置されたもので、本市にはこれに該当する事業はございません。

次に、4点目の、政府の社会保障改革と連動した内容についてのご質問にお答えをいたします。

まず、子ども・子育て新システム改革プランに対する市の見解につきましては、平成24年3月2日に、少子化社会対策会議で、子ども・子育て新システムに関する基本制度が取りまとめられました。この報告書によりますと、子ども・子育て新システムの制度の基本は基礎自治体の実施主体であり、基礎自治体である市町村は、地域のニーズに基づき、市町村新システム事業計画——これは仮称であります——を策定した上で実施し、国、

県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築することとなっております。この新システムの実施につきましては財源の確保が必要であり、消費税の値上げを前提とした、未確定の部分の多い制度であります。市の保育制度の公的な責任は今までと大きく変わるものではないと考えておりますし、変える方向も考えておりません。

次に、申し込み手続の負担につきましては、新システムでは保護者が希望した施設に申し込むことが基本となっております。しかしながら、保育需要が供給より上回る場合は、市町村が保護者の利用希望を集計し、市町村が利用調整を行うこととなっておりますので、実質的には現行の制度と大きく変わることはないと考えております。

次に、私立保育園の保育料徴収につきましては、新システムでは、保育料の決定は市が行い、民間の保育料徴収は各園で行うこととなっております。本来の運営は保育業務が主であり、新しく徴収事務等がふえることから、保育料が確実に徴収できないことなどの課題が考えられます。この新システムはさらに検討することとなっており、今後の動向に注意をして、過大な負担が保育園にかからないように支援をしていきたいと考えております。

最後に、時間単位の保育と保育料による保育の質につきましては、新システムでは、幼稚園と児童福祉施設をあわせた基準が適用されるため、質の高い教育、保育が保障されることとなり、この点では保護者と子どもにとって有利な改正となることと考えております。また、保護者は利用時間に応じた保育料を支払い、こども園は、幼稚園の保育時間である午前9時から午後2時の保育時間に加え、保護者の就労時間等に応じた保育時間で保育することとなります。

国の動きに先行して本市で実施している篠原こども園の幼稚園児、保育園児の合同保育では、保育園の保育時間である午前8時30分から午後4時までを基本保育時間として位置づけ、クラス担任による保育を実施しています。しかしながら、民間保育園においては、職員の勤務時間などの園の対応によっては、保育の質の低下につながると懸念する点もありますので、市といたしましては、長時間保育を必要とする子どもが短時間で交替する職員で保育を受ける状況にならないよう取り組んでいくとともに、今後策定することとなる市町村新システム事業計画において詳細に計画し、質の高い保育が実施できるようにしてまいります。

次の、国保の運営に関しまして、①、③、④のご質問につきましては私からお答えをいたしまして、②につきましては担当部長からお答えをいたします。

まず、①の国保の広域化、国庫負担の増額に関する見解についてであります。本市に

においては、広域化の方向性としては、市民の負担抑制と事業の安定運営は堅持されるべきものであると考えており、国保の原資の確保は十分な財政強化策を実施されるとともに、国庫負担の増額を含め、国庫支援策の早期実現を要望してまいりたいと考えております。議員ご指摘のように、広域化すれば、あるいは薄めれば、問題が解決するというものではないと認識しております。

3番目の資格証明書、保険証交付の件につきましては、国民皆保険制度は、すべての国民が保険料を負担して医療を受けることができる制度であります。そして、短期被保険者証や資格証明書の交付につきましては、相互扶助制度である国民健康保険における被保険者の負担の公平性を維持し、納税意識の高揚を図るために実施しているものです。交付対象者の納税相談は、家計や生活状況を聞き取り、実態に応じて分割による納付や、借金問題がある場合などは市民生活相談室と連携をとり、生活再建のめどが立って納付につながるよう、きめ細やかな納税指導を行っているところであり、機械的に交付しているわけではございません。

4番目の一般会計からの繰り入れの件についてですが、一定のルールに基づいて行っており、今後もその方向で対応したいと考えております。法令により定められた制度であること、国保以外の医療保険加入者との公平性の観点から、また国保事業の適正な運営維持のためにも、独自の法定外繰入は行うべきではないと考えますが、被保険者の負担軽減が図られるよう、引き続き国庫負担の増額を求めていきたいと考えております。

5点目の同和行政の終了についてのご質問にお答えします。

まず、1番目の2015年度までに63事業をどのようにやめていくのかについてであります。平成23年9月に策定いたしました第2次野洲市同和対策実施計画の詳細年次計画に基づき、年度ごとの事業計画により計画的に進めてまいります。また、今後の同和行政の基本的な考え方は、人権施策行政の中で、それぞれの課題との連動と補完をしながら取り組むほうが効果的であると考え、2015年度までに速やかな同和行政の終結を目指すものであります。従来から申し上げておりますように、部落差別があったとしても、同和行政は期限内までには終息するという方向で進めております。

次に、2番目の補助金のあり方について。同和事業促進協議会は、市が行う同和対策事業の効果的かつ円滑な推進を図るために寄与する団体であり、第2次野洲市同和対策実施計画の詳細年次計画における個人給付的施策の終期をもって、初期の目的が達成されるものと考えております。また、子ども会、保護者会等への補助金につきましては、部落の完

全解放を目指す地区住民が仲間の輪をつくり、その輪を広げていくために様々な活動を行い、地域ぐるみで支え合い、差別に立ち向かう意識と行動に成果が上がっており、第2次計画期間内は継続支援を行っていく考えであります。

部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会につきましては、滋賀県の南部地域の6市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、野洲市において、JA、商工会などの諸団体と各市議会と行政が加入し、差別の撤廃と人権確立を図ることを目的とする団体であり、近隣自治体との連携の必要性から加入しているものであります。

次に、3番目の押しつけ啓発についてであります。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律において、人権教育啓発は地方公共団体の責務と定められており、本市といたしましては、できる限り多くの市民の方々に、人権問題についての理解を深めるための教育、学習の機会を設ける取り組みをしております。その取り組みとして、自治会やPTA、そして企業やその他の団体にも、主体的な学習の機会を提供しておりますが、研修の内容までについては立ち入って触れてはおりません。

次に、4番目の人権条例を廃止し同和行政は終結すべき、また隣保館事業もやめるべきだが、見解を求めるということについてのご質問にお答えをいたします。まず、同和行政の終結についての考え方は先に述べましたが、人権条例、これは野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例であります。これを廃止するという趣旨は理解がしかねます。人権尊重の重要性から、人権条例の廃止は考えておりません。

次に、隣保館事業については、社会福祉法に基づき、第2種社会福祉事業を実施するためのものであり、社会福祉の増進に資することを目的に、今後も必要な課題がある限り継続をして運営してまいります。

6点目の新病院の在り方についてのご質問にお答えをします。

まず、地域医療に係る基本的な考え方につきましては、市民の健康と命を守る方法について、どのような方法が本市にとって一番最善、最良なのかという観点から、本市が新病院を整備する可能性も含めて検討してまいりたいと考えております。

なお、先のご質問の中で、その提言を受けて野洲病院の御上会と協議し、2012年1月に御上会から回答がありとご質問がありましたが、回答の前に御上会と協議を行ったことはないと思っておりますので、そのあたりご確認をいただきたいというふうに思います。

次に、福祉と医療の連携、また開業医との連携についての見解をお尋ねいただいておりますが、まずお断りしておきますが、現時点で、市が病院を整備するのかどうかはまだ

全く決めておりません。その可能性について検討するというところでございます。ご提案の病院と連携につきましては、当然、福祉だけでなく、保険も含めた連携というのが今後必要なことであろうというふうに考えております。

なお、野洲市内で内科を標榜する診療所21カ所のうち、往診可能な医療機関は15カ所で、率では71.4%です。眼科、整形外科、耳鼻咽喉科、産婦人科、小児科、皮膚科等は、ほとんど往診診療は行っておられません。ご指摘のように、いわゆる出かける医療というのが今始まっておりますけれども、当然重要ですが、それと市立病院との関係につきましても、先ほど申し上げましたように、現在の検討の中で検討していきたいと考えておりますので、現時点では一定の見解はございません。

7点目の見守り体制についてのご質問にお答えをいたします。

日中独居を含む一人暮らしの高齢者の見守り体制につきましては、緊急通報システムの利用や配食サービスの利用による安否確認をしております。また、老人クラブの友愛訪問や民生委員の訪問、地域の中で実施される小地域ふれあいサロンや、老人クラブ等の事業への声かけをいただくことも、安否確認として大変有効だと考えております。さらに、災害時の要援護者の名簿の整備を現在しておりますが、これを活用して、民生委員あるいは自治会と連携をとりながら、地域の中の見守り体制や災害時の協力体制を構築し、市民と行政が連携することによって、より強力な体制整備が図れるものと考えております。

8点目の、駅前開発についてのご質問にお答えします。

まず、アサヒビール株式会社及びアサヒビールモルト株式会社から買い取った土地の利用計画の検討につきましては、平成24年度から25年度にかけて検討をしておりますが、検討の手順としては、まず整備構想を策定し、その後、具体的な基本計画、実施計画の策定といった手順で検討を進めてまいります。最初の整備構想の検討としては、平成24年度7月ごろをめどに検討委員会を設置する予定であり、新年度予算にもその経費を計上させていただきました。また、委員の構成といたしましては、現在考えていますところでは、都市計画分野の専門家、商工会や工業会などの経済団体、高齢者、子育て世代、女性団体や若者世代、地域の代表、さらに公募による委員を加えるなど、多角的あるいは多様な分野からのご意見がいただけるよう、構成を考えていきたいと思っております。

なお、ご提案いただきました周辺住民に参画いただく協議会の設置につきましては、現時点では考えておりません。

次に、野洲駅北口広場の整備につきましては、ご指摘のとおり、利用者の増加が見込ま

れますことから、現在進めています野洲駅北口駅前広場実施設計における駅前広場規模算定の結果、現状の規模が適正である結果が出ていることから、現有施設内で、より安全で利用しやすいロータリーとなるよう計画してまいります。また、駅周辺は土地利用が進んでいることから、拡張は現在困難であると考えております。また、歩道の拡幅や駐車場につきましては、整備計画について、駅周辺地区整備検討委員会において議論をいただくとともに、南口と同様、広報やホームページ等で市民の皆様方にお知らせをし、ご意見をいただきながら意見をまとめていきたいと考えております。

次に、9点目の商工業についてのご質問にお答えをします。

今回策定いたしました商工業振興指針につきましては、評価をいただきまして、ありがとうございます。この指針で提言しておりますにぎわいづくりのための10事業は、市内の既存施設や地域に残る歴史や文化、点在する観光資源などを活用して、商工業を振興していくソフト事業であり、その実現のためには、企業、事業所や商店だけが努力されるのではなく、市民や行政も連携することが必要不可欠な内容となっています。そのため、これらの事業を実行していくには、具体的な行動が必要となってきます。1点目の、マップづくりの更新につきましては、現在、近江富士周辺のマップや、市内全域の史跡マップなどがありますが、毎年2年分の想定利用部数を印刷しておりますが、今後、再発行時には、ご提案いただいた点を含め、可能な範囲で目標施設や位置を再確認して、わかりやすいマップづくりを進めるとともに、できるだけ即時性の高い情報提供にも取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のレンタサイクルシステムにつきましては、現在、野洲駅前に約20台置かれていますが、借用返却は同じ場所となっております。振興指針にある三上山周辺では、一例として、駅からバスを利用して希望が丘へ行く場合、必然的に希望が丘のみの利用となりますが、例えば帰路で乗り捨て可能なレンタサイクルあれば、行動範囲の拡大と時間的余裕が増すとともに利便性が向上し、中山道沿いや祇王、あるいは三上山周辺地域の色々なところの利用が見込まれます。そういったケースを想定いたしまして、どこで利用でき、どこで乗り捨てができるのか等、自転車の管理方法を含め、取扱店と連携し、実証実験を行うなどして、利用者にとって利便のよいシステムを今後検討していきたいと考えております。

3点目の琵琶湖の漁師料理の普及についてであります。この料理は、琵琶湖沿いの地域で古くから食べられている伝統食であり、ここでしか食べられない料理として、全国に

自信を持って紹介できるものと確信をしております。私も、市内に来られた様々な方に紹介するとともに、一緒に食べに行ったりして、普及に努めているつもりであります。PRでは、NPO法人家棟川流域観光船や市観光物産協会が連携して、エコ遊覧船と漁師料理を味わうツアーの企画や、近江富士花緑公園では漁師料理をセットにした宿泊プランにより料理の紹介がされていますが、議員ご指摘のように、大変魅力と可能性のあるメニューでありますので、今後もっともっと、こうした料理あるいはプランの普及に努める情報の提供に取り組んでいきたいと考えております。

4点目のマリンスポーツの常時体験については、現在のところマイアミ浜の、これは海洋センター艇庫の周辺で、文化スポーツ振興事業団主催の、主に小学生を対象にしたヨットやカヌー教室、また野洲市B&G中主海洋クラブら会員によるマリンスポーツ、さらに市体育協会主催のドラゴンカヌー大会等も恒例で主催がされていますが、まだまだ利用が限定的であり、ご指摘のように、気軽に楽しんでいただける状況となっております。また、資源といたしましては、湖岸開発株式会社で琵琶湖カヌーセンターとタイアップしてカヌー体験ができますが、これも事前予約となっております。こうしたことから、今後、市民あるいは市外の人たちが、家族あるいは友人連れで野洲の琵琶湖岸でマリンスポーツを楽しんでいただけるような取り組みを、観光とあわせて、一層の促進策を考えていきたいと思っております。

以上、野並議員の代表質問に対する、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 次に、私のほうから、10点目の教育行政についてのお答えを申し上げます。

まず、昨年9月に提出されました、大阪府教育基本条例案についての見解につきましては、知事が学校教育目標を設定するなど、教育の政治的中立性については懸念のあるところだと思っております。その後、継続審議になっていましたが、このたび内容を改めて、大阪府教育行政基本条例案並びに大阪府立学校条例案等が提出されましたことは、ご承知のとおりです。現在、大阪府議会において審議されているところであり、注視しながら今後の方向性を見守っていきたいと思います。

次に、中学校の柔道及びダンスの指導者の養成についてでございますが、当然、保健体育科を専門とする教員が指導を行うとともに、滋賀県教育委員会における学校体育実技講習等の各種研修会を通じて、担当教員の指導力向上を図ってきたところでありまして、指導

者の養成はできておると考えております。

また、今年度から小学校で外国語活動が始まりましたが、指導に必要な英会話ができる
と認める教員については全小学校に配置できていると思います。なお、外国語活動の時間
は英語を中心にして、外国語になれ親しんだり、外国の言語や文化について理解を深めたり
することが重要でありまして、市教育研究所による研修講座を初め、各種研修会を通じて、
全教員の指導力向上を図っているところであります。

以上、野並議員の代表質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（富田久和君） それでは、私のほうから、国保の運営に関しての②の差
し押さえの状況についてお答えをいたします。

平成22年度は38件、21年度は53件ございまして、急増ということではござい
ません。

それから、滞納している所得階層ですけれども、11階層すべてにおいて滞納世帯はご
ざいますが、その中で滞納世帯数が多い階層としまして、33万円以下の階層で15.0%、
33万円から103万円の階層で11.15%、それから300万円から400万円の階
層で10.29%となっております。

それから、差押件数としましては平成22年度で38件ございまして、その内訳は預貯
金が9、保険が3、不動産が5、その他21という状況です。

それから、現金化の件数ですけれども、17件ございまして、金額にして、293万
3,000円です。それから、滞納者は平成21年度が1,142人、22年度で1,1
97人ということで、55人の増となっている状況でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） まず、第1点目の税と社会保障についての問題ですが、市長も、
消費税が本当に確保できるのかどうか、売り上げやいろいろなことが、経済が落ちたら落
ちるのではないかというふうなことが言われておりました。

1990年から2010までの20年間で、九十五、六年ぐらいまでは上がったんです。
ここの97年に消費税が5%になりました。5%になってから、可処分所得がだあっと減
ってきてます。消費支出も減ってきてるんです。だから、市長がおっしゃるように、こ
この一番下がってきているところに今20兆円の負担を強いるということですから、さらに

落ちるという予想はできると思います。ですから、消費税を10%に上げてても税収はふえていかないというところが。もう一つ、ここに出てるのが税収の推移なんです。これは1996年、97年に5%にしましたから、その前年の97年、97年と2010年、この間で消費税は確かに7兆6,000億から12兆7,000億円にふえてるんですけども、あと法人税も所得税、住民税も、その他の税もみんな下がって行ってます。この1996年に90兆3,000億円の税収があったのが、2010年では76兆2,000兆円というような、こんな形で下がってます。ですから、消費税を10%にしたらすべての社会保障がこれで賄っていけるかと言うたら、全く逆、とんでもない状況になってしまうというのが、この5%にした段階で明らかになっております。

社会保障として今言われているのが、2兆7,000億円で何とかいけるといふようなことが出されてますが、この年金の給付を下げますし、子ども手当も下がりましたし、70歳から74歳の医療費もふえますし、介護保険もふえるということで、負担がこれだけかぶさってくるということで、結局は、ふやしても、減ってしまう金額とちゃらになってしまうということで、社会保障に乗せるというてもこんな状況。しかも、この民主党の計画は、年金を68歳に引き延ばすとか70歳に引き延ばすというふうな形で、さらに6兆円から10兆円下がるというような状況になってまして、今回の消費税10%なんていうのをやれば明らかに経済は大変になり、社会保障の財源などもつukれないということが明らかになっているというふうに思います。

こういうふうな状況で明らかになっている中で、やはり共産党が提言しているように、本当に金持ちのところの増税をしていくということで見直しを行えば、今、市長が言われたように、町単位の算定はできないということですが、全国的な部分で言いますと、8兆円から10兆円の財源が確保できるという資産が出ております。ですから、そういう意味においても、やはり税そのものを消費税に頼らなくても、こういった富裕層に対する増税を。これはアメリカでも言われてるし、ヨーロッパのほうでも言われております。富裕層に、私らに税金をかけよということが言われているような状況ですので。やはり、こういったことをやっていくべきだと、地方自治体としても、消費税が導入されても結局経済の低迷になってだめだということら辺は市長もおっしゃっていたとおりで、こういった部分をもっと声も上げてほしいなと思うんですけども、どうでしょうか。行動としてはとられないんでしょうか、お尋ねいたしたいと思います。

次に、内需の拡大の問題を言いまして、最低の賃金、時給を1,000円にすればとい

うことで、野洲では3,600万円ということが言われておりました。臨時と嘱託をあわせて53.6%が非正規雇用というような、こういうような状況になってます。しかも、さっき私が言いましたように、1年間働いても144万円というような、そういうような自治体のワーキングプアを容認していくということに対して、本当にどういうふうにご考慮されるのか、やはり正規職員をきちっと入れていかならんというふうにするんですけども。それは保育所のところもそうですし、いろんなところで、とにかく非正規雇用のつなぎになっておりますので、行政としても、この内需の拡大をしていくというためにも、ここら辺を考慮していかんとあかん。まず、この1,000円に引き上げていくということぐらいは、3,600万円ですし、野洲からだけでも最低時給を引き上げていくというふうに考えますが、見解を求めたいと思います。

市予算のあり方につきまして、いろいろもとに戻してほしいという内容はいっぱいあるんですが、例えばということで循環バスを出しましたので。この中で、ご答弁で受益者負担の適正化というふうなことをおっしゃったと思うんですけども、一律200円とか100円とかというのは消費税と同じで、これはやはり低所得者の人には重たい負担になると思うんです。同じ考えやというふうに思いますが。生活保護は、それは扶助費の中に入っているで逃げられましたが、低所得者に関して、やはり今までやったら高齢者全部、元気カードを持った人は無料というふうな形になってたんですけども、今は一律の受益者負担、適正化、適正化では私はないというふうに思うんですけども、このところの考え方をお尋ねしたいと思います。

次に、社会保障の改革と連動した問題で、新子どもシステムの問題をお尋ねしたんですが、野洲市としてはこれまでと変わることはない、変えることはないというご答弁でした。けども、私立の保育園に関しては、今答弁でおっしゃったように、民間では保育料の徴収が困難になるようなこともあるやろうということだと、各それぞれの、私立の園では、低所得者の方とか、また不安定就労とか、そういうふうな方々を敬遠するような状況になってしまうのではないかと。前回も言いましたように、手のかかる障害児に関しては敬遠をするというふうな形が、この新システムの民間ではそういうところが働くのではないかと。そういうふうなことはどういうふうな形でサポートするというのか、行政はそういうふうにするのか、懸念される状況ですので、お答えをお願いしたいと思います。

それと、次のパート化の問題なんですけども、時間単価で預けられる、一時保育という

ことが非常にやりやすくなる。週3日のパートの人やったら週3日だけ預けるとかいうふうな形になってしまって、1日を通じてとか、1カ月を通じてとかいうふうなことが、保育ができなくなる、保育の連続性とかいうふうなことができなくなるということで、これをどういうふうに。託児所になるんじゃないかというふうに思うんですが、この問題をご答弁願います。

保険証の交付にいたしましては、これはやはりきちっと、死亡者も出ておりますので、保険証がないために全体で今67人の方が死亡されて、これは民医連の調査ですので、全体でいくと5,500人になってしまうということで、保険証がないために死んでいくという方も出ております。こういうことで、やはり保険証は交付すべきだというふうに思いますので、この部分のもう一遍ご答弁をお願いします。

同和行政の問題につきましては、これは言われましたが、やはり根幹になっているのが人権条例です。部落差別を初めとするあらゆる差別という、この野洲の人権条例がすべてにわたって出てきております。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、この法律は憲法に基づく法律です、啓発も。しかし、野洲の場合はそうじゃありません。隣保館にしても、第2次社会福祉法、言わはりましたけども、これも隣保館として存在して、結局、人権・同和に係る活動、同和対策の推進というのが、野洲の総合センターの設置の条例の中に書かれております。結局は、そういう形でここが根幹として残ってくると思いますので、やはりこれは本当に廃止をしていく以外にないと思います。

あと、野洲病院の問題ですが、これはこれからやっていくということですが、私はやはり医療と福祉と保険をあわせ持って進めていこうと思うならば、公立で総合みつき病院のような、市民の安全を守っていく、健康を守っていくという医療を、出かけていってできるような、保険もできるような、そういうふうなシステムにしていきたいと思うんですが、再度の見解を、きめ細かな医療に関しての見解を求めたいと思います。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

まず、税と社会保障の一体改革についての見解で、声を上げないか、行動をしないのかということですが、ご質問をいただいて、堂々と言ってますので、声を上げているつもりですし、いろんな機会をいただいて、私の考えですから、同じことは申し上げております。ただ、野洲のまちがそういう状況の中できちっと見通しが立つかというのが、まず私の仕事ですので、先ほどもほかの方からも代表質問いただいて答えてますように、厳し

い財政状況の中であっても、耐震対策ですとか、子育てのための基盤整備、あるいは治水等を今の間にきちっとやっておくということが、私がまずは取り組むべきことかなというふうに考えております。

次に、正規、非正規の問題ですけれども、これも定数の計画で申しあげましたように、野洲の場合、少しではありますけれども、今後定員をふやしていこうと考えております。これもご指摘のように、子ども分野、保育園、幼稚園等、いわゆるこども園の部分が手薄であったり、あるいは保健福祉が手薄であるという、そこをふやしたいんですが。かといって、これを全部正規ということになると膨大なことになります。それと、どうしても、やはり時間帯が限られた職種の方もおられますので、方向としては可能な限り正規ですが、そういった状況を踏まえながら、最大限の努力をしていきたいと考えております。

それと、あと循環バスの無料化を含めたプランを可能な限り、市民にいい条件のほうはもとに戻すというご提案ですけれども、100円は確かに所得に関係なく100円ですけれども、税の場合は定率でかかるというのも違うと思いますし、100円か0円かという、これは当初のプランのときに申しあげましたけれども、高齢者の方からも100円ぐらいはとってもらってもいいという、そういう実感のご意見もいただいています。それと、前の元気カードですと、まさに野並議員がご指摘の高額所得者、富裕層もただで済んでたという矛盾がありますので、私としては、これは適正ではないかなというふうに思っております。

厳しい中で持ち出しをしております。1路線、大体600万から700万持ち出しているわけですし、むしろ、いただいた財源を少しでも路線の拡充に向けたほうがいいのではないかと。以前も、有料化で小菅議員からご意見をいただいて、私は答えたと思います。100円払っても乗れるところの方はまだ便宜があって、100円払っても乗れないところに、まだ路線がたくさん行ってないわけです。むしろ、その便宜を高めるほうが重要ではないかなというふうに考えておりますので、これについては規定の方針どおりでいきたいと考えてます。

あと、保育、子育ての新システムですけど、これは私は申しあげたように改善点もあると思っておりますけれども、いろいろ懸念もあると思っております。特に、民間保育所におきましては、ご指摘のように、保育所じゃなくて預り所、託児所になってしまうという恐れもあると思っております。野洲市におきましては、いわゆる中核時間をきちんと堅持して、これは最低限のプログラムですという位置づけの中で、前後の延長とか随時性を、サービスを保証

していきたいと考えてますが、託児所にならないように、これは市内の民間についてはいろんな話し合い、あるいは指導のもとにそういうふうにしていきたいと考えております。

それと、課題のある子どもさん、あるいは経済的に弱い方の預かりを拒むんではないかと、これはあってはならないことですが、実態としては想定をされます。だから、それはどう防ぐのかというのは、全体のシステムが明らかになってからですし、もう一段の検討かなと考えております。民間保育所の重要性は私は認識していますが、そういった場合も、最低限、市の公共の施設で受けられるようにというのも、今回の5園を含めた野洲市のこども園の整備計画であるというふうに考えておまして、最終のセーフティーネットはそれで張るつもりでやっております。

それと、保険につきましては、やはり保険という制度からすると、加入者が負担をされてサービスの供給を受けられると。ただ、不幸にして何らかの事情の方につきましては、お答えしましたように、分納ですとか計画的な返済の中で対応していただくということで、野洲市では全国的なそういうご指摘のような不幸な出来事は起こってません。これはたまたまというよりは、ご説明しましたように、きめ細かな対応をしている結果、現時点ではそういうふうになってるんじゃないかというふうに考えております。

あと、同和につきましては、確かに条例は部落差別という言葉が書いてます。ただし、やはり市の条例として、人権を守るという条例ですので、安易に廃止するものではないというふうに考えております。先般の市民の集いのときも申し上げましたけども、部落差別は存在をしております。先般もお手紙が来て、触れなくていいんじゃないかと、寝た子を起こさなくてもいいんじゃないかということですが、過去に目をつぶり、現状に目をつぶり、万が一将来知ったときに適切に対応するように、やはり部落差別についてはきちっと位置づける必要があると。ただ、同和対策事業をいつまでもやるというのは、これは別の問題だと考えてます。

あのときもお話ししましたように、今イギリスのリバプール、奴隷貿易でつくったまちですけども、今になって、その過去を反省して、博物館をつくったり、いろんなイベントの中で、自分たちは奴隷の売買でまちが大きくなったんだということをもう一度確認をしています。日本も同じことでして、現状もありますけれども、過去も含めて、そういった歴史に目をつぶって将来はないと思っておりますので、そのときも言いましたように、アメリカで黒人差別の歴史を教えないということはありません。日本も同じことです。だから、そういった点で、こういった人権あるいは差別の問題というのは重要だというふうに

考えておりますし、有隣館につきましても、そういったことも含めて、市民の一般の福祉の向上の施設として位置づけて、運営をしてまいりたいと考えております。

あと、野洲病院につきましては、先ほども申し上げましたように、まだ整備するともしないとも決めてません。整備する場合も、市で整備するのか、あるいは、ほかの形なのか、あるいは市で整備した場合も直営にするのか、指定管理にするのか、これも決めてません。ただ、確かにおっしゃいますように、野洲のような5万余りのまちで施設を持つのであれば、福祉、保険、そして医療が連携したような施設運営が好ましいと考えてます。ただ、やはり経営をしないといけませんから、何もかも要望を入れられるような施設とはなり得ないというふうに考えております。これについては、まだ何も電車が出たわけございませんので、これから皆さん方とともに検討していきたいと思っておりますので、ここで私も答えを持っておりませんし、議員の皆様方からも、いろんなご提言、ご意見を伺いながら、透明性を保った、かつ実質的な、専門性も踏まえた議論をしていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたしましてご答弁いたします。

○議長（田中良隆君） 野並享子君。

○13番（野並享子君） たくさん言いたいことがあったんですけども、何に最後、絞ろうかというふうな感じしますが。

さっき、ちらっと言いました、国保の持っていない方、67人の亡くなられた方の6割が持っておられなかった方ですとか、資格証明書というところで、50代から60代の男性という、本当に大変なことが日本じゅうで起こっています。

それと、同和の教育、この人権教育、これはやはり憲法に基づいてやるべき。部落差別を初めとするというふうな前提じゃなくて、憲法の基本的人権に基づいてやるべきだというふうに思います。

以上です。

○議長（田中良隆君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会をしたいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。なお、明8日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き代表質問及び一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。ご苦勞様ございました。(午後 3時41分 延会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年 3月 7日

野洲市議会議長 田 中 良 隆

署 名 議 員 坂 口 哲 哉

署 名 議 員 太 田 健 一